

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月16日
【会社名】	株式会社ヒューマンウェブ
【英訳名】	HUMANWEB, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 秀則
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号
【電話番号】	03-6667-6606（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 グループ管理本部長 森田 博全
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号
【電話番号】	03-6667-6606（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 グループ管理本部長 森田 博全
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 289,000,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 309,910,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 97,410,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	200,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年2月16日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成27年3月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、57,300株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主である株式会社グッドフィールド（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- これに関連して、当社は、平成27年2月16日開催の取締役会において、本募集とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式57,300株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成27年3月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成27年3月3日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	200,000	289,000,000	156,400,000
計（総発行株式）	200,000	289,000,000	156,400,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成27年2月16日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成27年3月11日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,700円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は340,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年3月12日(木) 至 平成27年3月17日(火)	未定 (注) 4	平成27年3月18日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年3月3日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年3月11日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年3月3日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成27年3月11日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成27年3月11日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年3月19日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年3月4日から平成27年3月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂三丁目3番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年3月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
S M B Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	-	200,000	-

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成27年3月3日に決定する予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日（平成27年3月11日）に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
312,800,000	11,000,000	301,800,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,700円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額301,800千円及び「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限89,303千円については、直営店舗事業における新規出店予定店舗の内装設備費等の支払の一部に使用する予定であり、その内訳は平成28年3月期に324,000千円を、残額は平成29年3月期に充当する予定であります。上記新規出店予定店舗の内装設備費等として充当する設備投資の具体的内容は、以下の通りであります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

会社名、店舗名	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力（席数）
			総額（千円）	既支払額（千円）				
提出会社								
平成28年3月期出店予定7店舗	直営店舗事業	店舗設備他	424,200		自己資金及び増資資金	平成27年4月以降	平成28年3月まで	(注)3
平成29年3月期出店予定7店舗	直営店舗事業	店舗設備他	424,200		自己資金、借入金及び増資資金	平成28年4月以降	平成29年3月まで	(注)3

(注) 1. 上記の金額には、店舗賃借に係る敷金が含まれております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 現時点において増加能力を見積ることが困難であることから、記載しておりません。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成27年3月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	182,300	309,910,000	東京都中央区日本橋一丁目7番17号 三菱UFJキャピタル3号投資有限事業有限責任組合 50,000株 東京都中野区中野二丁目29番10号 西武しんきんキャピタル商店街ファンド1号地域商業育成投資事業有限責任組合 48,000株 東京都港区 吉田 秀則 37,500株 東京都千代田区永田町二丁目4番8号 ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合 30,000株 東京都千代田区麹町三丁目3番8号 安田企業投資3号投資事業有限責任組合 15,000株 東京都千代田区麹町三丁目3番8号 S B・安田外食育成1号投資事業有限責任組合 1,800株
計(総売出株式)	-	182,300	309,910,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、57,300株を上限として、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,700円）で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成27年 3月12日(木) 至 平成27年 3月17日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店及 び全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成27年3月11日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	57,300	97,410,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)		57,300	97,410,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,700円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成27年 3月12日(木) 至 平成27年 3月17日(火)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券 株式会社の本店及 び全国各支店		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成27年3月11日）に決定する予定であります。
3. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、57,300株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成27年3月24日を行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成27年3月24日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成27年3月11日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年2月16日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 57,300株
(2)	払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2
(4)	払込期日	平成27年3月27日（金）

（注）1．払込金額は、本募集による新株式発行における払込金額（会社法上の払込金額）と同一といたします。

2．割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成27年3月11日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人かつストック・オプション保有者である当社代表取締役吉田秀則、当社株主かつ当社役員かつストック・オプション保有者である森田博全、渡邊一博、柴田和彦、津久井研悟、松倉弘幸及び松本好正、当社子会社役員かつストック・オプション保有者である柏木伸介及び鷺足恭子、貸株人かつ株主である株式会社グッドフィールド並びに当社株主である小林敏雄及び有限会社ティーズ・キャピタルは、S M B C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成27年9月14日（月）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

売出人かつ株主である三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合、西武しんぎんキャピタル商店街ファンド1号地域商業育成投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合及びS B・安田外食育成1号投資事業有限責任組合並びに当社株主であるHWO1号投資事業組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成27年6月16日（火）までの期間、主幹事の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く）を行わない旨を約束しております。


また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当てに関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社の社章を  記載しています。
- (2) 表紙の次に「1. 事業の概要」～「4. 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。
- (3) 裏表紙に当社ブランドロゴを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

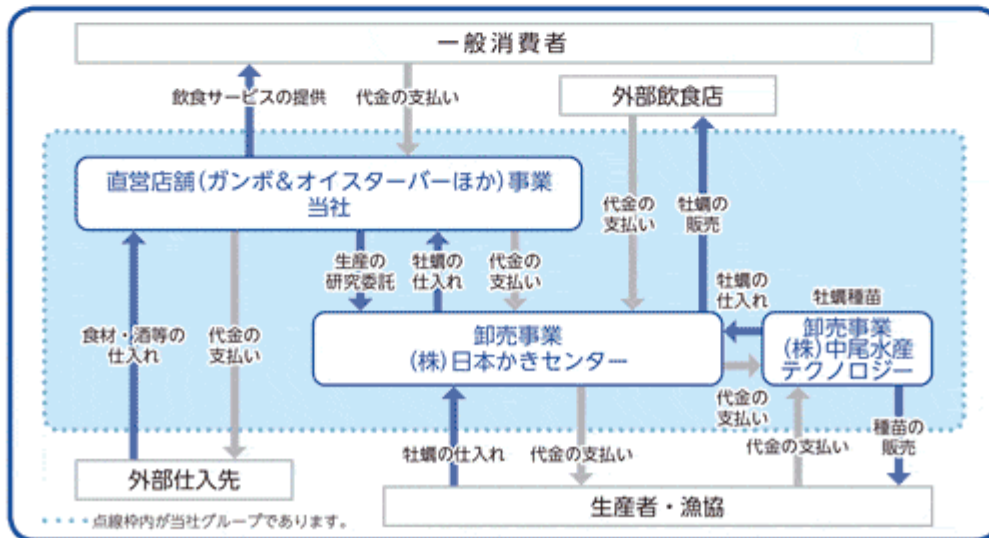
1. 事業の概況



当社グループ（当社及び当社の子会社）は、当社、100%出資子会社の株式会社日本かきセンター及び株式会社中尾水産テクノロジーの3社で構成され、「オイスターの未来を創り、食文化の進歩発展に貢献する」という企業理念の下で、牡蠣を主体とするレストラン（オイスターバー）を運営する直営店舗事業と、安全性の高い牡蠣の生産研究、産地の開拓、牡蠣の安定供給を目的として、牡蠣の卸売事業を展開しております。



〈当社グループの事業系統図〉



2. 事業の内容



(1) 直営店舗事業

当事業では、国内最大級のオイスターバーチェーンとして、東京を中心とした首都圏の百貨店や商業施設を軸に「ガンボ&オイスターバー」をはじめとする複数の当社ブランドによる飲食店舗の運営を行っております。

オイスターバーは、牡蠣を生で食するスタイルが中心となっております。そのため、当社の直営店舗では、海域の特性により産地毎、季節毎で風味や味わいが違うという特性を生かし、複数産地の生牡蠣を盛り合わせた「オイスタープレート」をメインとして提供しております。

〈10ブランド、28店舗のオイスターバーを運営〉

● 業態毎の特徴 ●

 ガンボ&オイスターバー ガンボ ^(注) と牡蠣の融合を提案するレストラン。	 シュリンプ&オイスターバー エビと牡蠣の融合を提案するレストラン。	 フィッシュ&オイスターバー 魚料理と牡蠣の融合を提案するレストラン。	 キンカウーカグリル&オイスターバー リゾートスタイルのテーマ型レストラン。	 キンカウーカスペシャルティオイスター 海洋深層水の清浄性を強くアピールするためのレストラン。
 オイスタールーム 「ガンボ&オイスターバー」のアップグレード型レストラン。	 シュリンプ&オイスターハウス 「シュリンプ&オイスターバー」のアップグレード型レストラン。	 オイスターテーブル 幅広い年齢層をターゲットとした路面型のカジュアルレストラン。	 ステーションオイスターバー 主要ターミナル駅の駅ビル、駅隣接地に出店エリアを特化したレストラン。	 ザ・カーブ・ド・オイスター 和テイストを取り入れたオイスターレストラン。

生牡蠣を盛り合わせた「オイスタープレート」



ガンボ&オイスターバーの看板メニュー「シーフードガンボ」



お酒によく合う牡蠣料理が充実しています。「牡蠣とカマンベールのクロスティーニ」「牡蠣マリネ」など。



(注)「ガンボ」とは、アメリカ南部のルイジアナ州ミシシッピ川周辺の郷土料理であるケイジャン料理を代表するもので、魚介類と香味野菜を数種類のスパイスで煮込んだ料理のことです。

〈オイスター・ピース・クラブ会員数 30万人突破〉

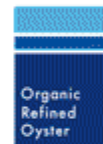
当事業では、顧客の再来店（リピート率の向上）を促す施策として、オイスター・ピース・クラブという会員制度を導入しております。同クラブは、平成19年2月に制度を発足して以来、入会数を順調に伸ばし、平成24年11月に会員数は20万人を突破し、平成26年9月に30万人を突破するなど、その後も順調に会員数を伸ばしております。



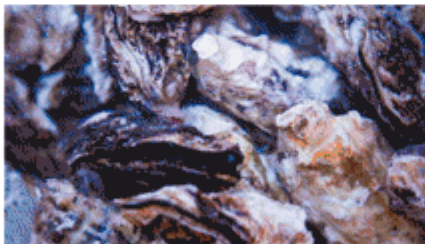
- ・ 利用料金の5%をポイント還元
- ・ 誕生月にワインをプレゼント
- ・ お得情報のメール配信

〈海洋深層水を用いた第2浄化センターを新たに開設〉

平成19年9月、広島県呉市に設立した紫外線で殺菌した海水を用いた浄化センターに次いで、平成26年8月からは、富山県下新川郡入善町において、その清浄性に着目して海洋深層水^(注1)を利用した第2浄化センターを稼動しております。直営店舗では、この自然の力を利用して浄化された牡蠣を「オーガニックリファインドオイスター（略称：ORO）^(注2)」として売り出しました。



海洋深層水で牡蠣を浄化します。



浄化した牡蠣を水槽から取り出します。



出荷前に牡蠣殻を洗浄します。



店舗からの注文に合わせて牡蠣を1つ1つ梱包します。



- (注) 1. 海洋深層水とは、深度200メートル以深の海水であります。生活排水が流入しないこと及び太陽光が届かず光合成が行われないため植物プランクトンが活動を休止すること等から、雑菌が表層水の1,000分の1以下という清浄性を有します。
2. オーガニックとは、その起源より「牡蠣本来の力」を意図しております。



(2) 卸売事業

● 当事業の特徴 ●

平成18年末から同19年初めにかけてノロウイルスによる食中毒報道が数多く取り沙汰され、また、その原因の多くが牡蠣であるかのような報道もあり、この風評被害の影響は甚大でありました。そこで、当社グループでは安全と安心は自社で確立するものと考え、自社で安全に対するトレーサビリティを確立するため、牡蠣の安全管理・集荷・出荷の施設である、株式会社日本かきセンターを平成19年9月広島県呉市に設立しました。

① 安全性の確保のための検査体制

当事業で取り扱う牡蠣は、幾重ものチェック工程を経て、はじめて流通ルートに乗っております。

a. 産地段階での一次検査

生食用の牡蠣として厚生労働省が指定している保菌基準を下回る牡蠣のみを仕入れております。

b. 当社グループ集荷施設での浄化

当社グループでは、紫外線で殺菌した海水を用いた浄化施設及び海洋深層水を利用した浄化施設を保有しております。これらの施設では、ほぼ無菌の海水で満たされた水槽内で牡蠣を蓄養し、牡蠣自体の生態活動結果により、厚生労働省の指定する基準よりも厳しく規定している自社基準をクリアする生食用の牡蠣に仕上げております。

c. 当社グループ二次検査

出荷前に a. の一次検査の基準である厚生労働省が指定している保菌基準を下回る基準として当社グループが定めた基準により再検査を行っております。当社グループの定める基準と厚生労働省の指定する基準の差は以下のとおりとなっております。

(厚生労働省の指定する基準との比較)

検査項目	厚生労働省の規格基準	弊社の安全基準
一般細菌数	50,000/g以下	15,000/g以下
大腸菌 (E.coli)	230/100g以下	130/100g以下
腸炎ピブリオ	100/g以下	10/g以下
ノロウイルス (注1)	10コピー未満 (陰性) (注2)	UNDETERMINED (検出されず)

(出所：食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号))

(注) 1. ノロウイルスは食品衛生法で定められていない自主検査です。厚生労働省のガイドラインでは、10コピー以上が陽性です。

2. コピーとは、ノロウイルス量の単位であります。

当社グループの提供する牡蠣は、これらの浄化、検査工程における基準を全て通過したうえで出荷されております。

また、海域の細菌やウイルス状況を監視するため、産地毎の降雨量、海水温度などを毎日収集して、当社グループが長年培ったノウハウにより、これらを分析してリスク回避と事前のアラームで警告する体制を整えております。

② 飲食店舗への卸売販売

牡蠣メニューを提供している全国の飲食店舗に、直営店舗事業との競合環境を踏まえて原則として出荷制限を設けることなく高品質の牡蠣を積極的に卸売しております。

③ 品質向上に関する開発技術

ノロウイルスに代表されるウイルスに汚染されない牡蠣の生産技術を開発するべく、東京大学と共同で牡蠣の陸上養殖技術の開発に向けた研究に取り組んでおります。



④ 種苗生産に関する取り組み

安全な牡蠣を提供する原点である牡蠣の種を人工的に作る種苗生産にも取り組んでおります。



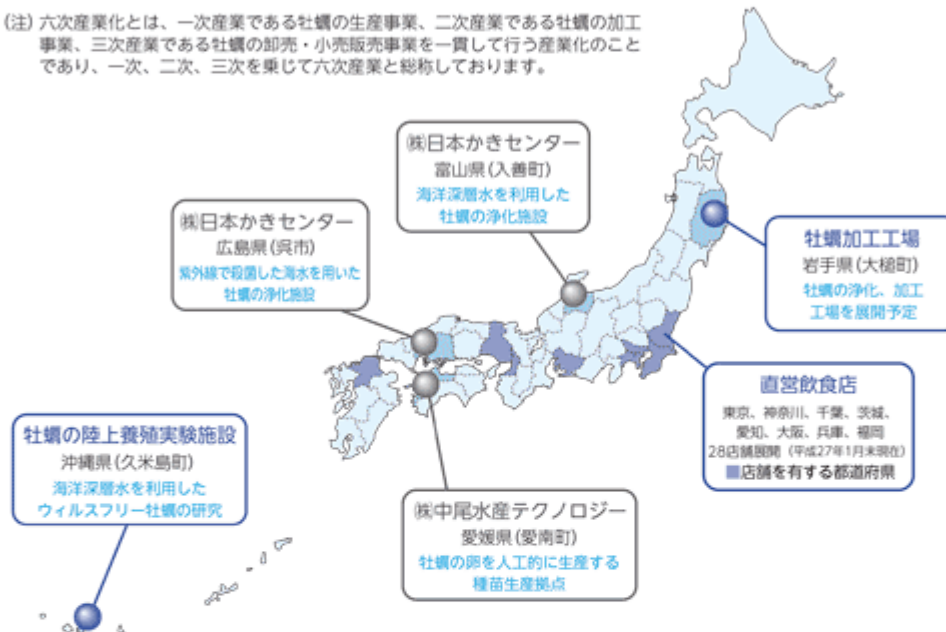
3. 牡蠣の六次産業化に向けた取組み



● 事業拠点の概要 ●

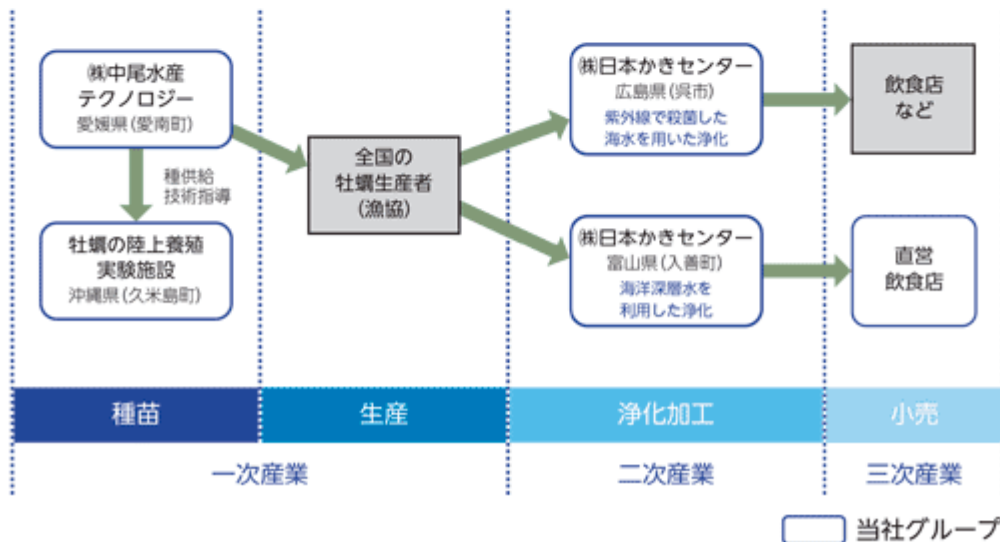
牡蠣の種苗・生産から販売を一貫して行う六次産業化^(注)を目指しており、飲食店舗に加え、種苗生産拠点（愛媛県）、陸上養殖実験施設（沖縄県）、浄化施設（広島県、富山県）を有しています。また、岩手県大槌町に牡蠣加工工場を建設予定です。

(注) 六次産業化とは、一次産業である牡蠣の生産事業、二次産業である牡蠣の加工事業、三次産業である牡蠣の卸売・小売販売事業を一貫して行う産業化のことであり、一次、二次、三次を乗じて六次産業と総称しております。



● 当社グループの牡蠣の流れ ●

六次産業化に向けた活動を進めてまいります。



4. 業績等の推移



(1) 連結経営指標等

回数 決算年月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月	第12期 平成24年3月	第13期 平成25年3月	第14期 平成26年3月	第15期第3四半期 平成26年12月
売上高	(千円)	—	—	2,676,623	3,164,183	2,808,236
経常利益	(千円)	—	—	178,618	216,631	99,814
当期（四半期）純利益	(千円)	—	—	194,966	153,969	63,736
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	—	—	194,966	153,969	63,736
純資産額	(千円)	—	—	275,017	527,987	591,724
総資産額	(千円)	—	—	1,105,001	1,497,552	1,966,663
1株当たり純資産額	(円)	—	—	244.70	436.03	—
1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	—	—	173.47	131.64	52.64
潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	—	24.9	35.3	30.1
自己資本利益率	(%)	—	—	109.8	38.3	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	268,313	269,679	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	△55,847	△117,732	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	△73,457	24,044	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	276,937	452,929	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	(—)	(—)	(—)	88 〔136〕	90 〔248〕

- (注) 1. 当社は、第13期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、新株予約権を発行しておりますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であります。
6. 従業員数等の〔外書〕は、臨時従業員（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）の年間平均雇用人員（1ヶ月173時間換算）であります。
7. 前連結会計年度（第13期）及び当連結会計年度（第14期）の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社ヒューマンウェブ（以下「監査人」として記載）により監査を受けております。なお第15期第3四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社ヒューマンウェブ（以下「監査人」として記載）により監査を受けております。
8. 第13期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。当社は平成26年12月3日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

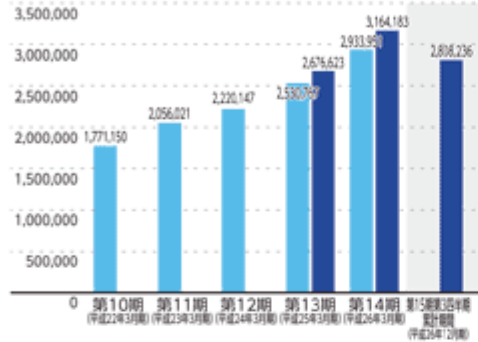
回数 決算年月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月	第12期 平成24年3月	第13期 平成25年3月	第14期 平成26年3月	
売上高	(千円)	1,771,150	2,056,021	2,220,147	2,530,767	2,933,951
経常利益	(千円)	86,011	39,911	111,339	171,313	194,079
当期純利益	(千円)	80,957	8,609	127,770	181,371	133,938
資本金	(千円)	100,000	50,000	50,000	50,000	99,500
発行済株式総数	(株)	6,345	11,239	11,239	11,239	12,109
純資産額	(千円)	△178,585	28,043	155,814	337,186	570,124
総資産額	(千円)	522,759	738,364	839,101	1,088,507	1,452,474
1株当たり純資産額	(円)	△28,145.92	2,495.20	13,863.73	300.01	470.83
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	12,759.18	1,079.56	11,368.53	161.38	114.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	△34.2	3.8	18.6	31.0	39.3
自己資本利益率	(%)	—	—	139.0	73.6	29.5
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	52 〔78〕	68 〔92〕	76 〔106〕	80 〔135〕	77 〔194〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権を発行しておりますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第10期及び第11期の自己資本利益率については、期中平均自己資本がマイナスであるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を含む。）であります。
6. 従業員数等の〔外書〕は、臨時従業員（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）の年間平均雇用人員（1ヶ月173時間換算）であります。
7. 第13期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成26年12月3日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
8. 前事業年度（第13期）及び当事業年度（第14期）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社ヒューマンウェブ（以下「監査人」として記載）により監査を受けております。第10期、第11期及び第12期の財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 当社は平成26年12月3日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
なお、第10期、第11期及び第12期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については有限責任 株式会社ヒューマンウェブの監査を受けておりません。

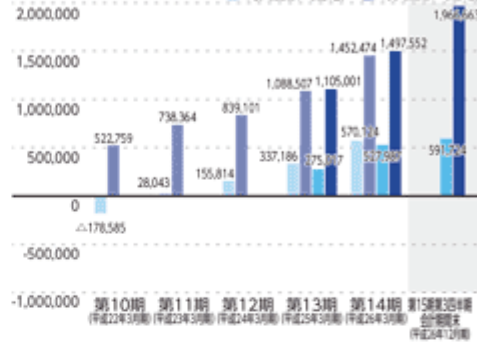
回数 決算年月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月	第12期 平成24年3月	第13期 平成25年3月	第14期 平成26年3月	
1株当たり純資産額	(円)	△281.46	24.95	138.64	300.01	470.83
1株当たり当期純利益金額	(円)	127.59	10.80	113.69	161.38	114.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)



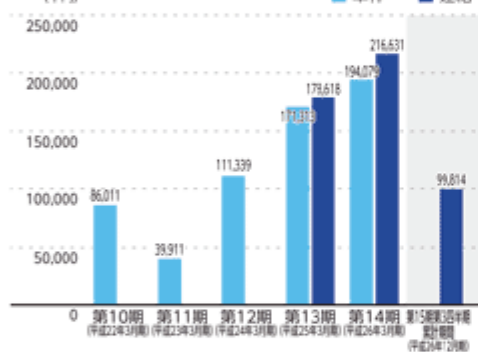
売上高
(千円)



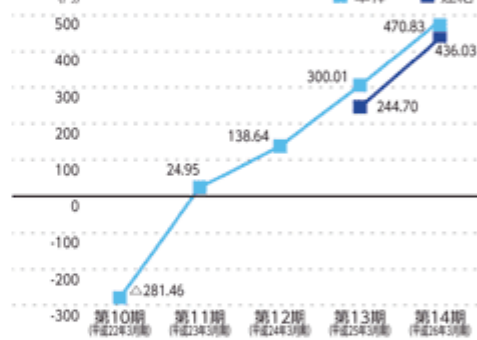
純資産額／総資産額
(千円)



経常利益
(千円)

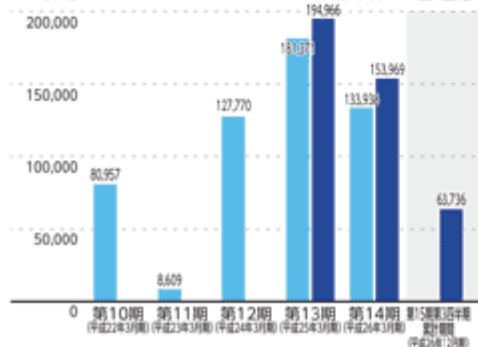


1株当たり純資産額
(円)



(注) 当社は平成26年12月3日付で株式1株につき100株の分割を行っております。上記では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

当期（四半期）純利益
(千円)



1株当たり当期（四半期）純利益金額
(円)



(注) 当社は平成26年12月3日付で株式1株につき100株の分割を行っております。上記では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	2,676,623	3,164,183
経常利益 (千円)	178,618	216,631
当期純利益 (千円)	194,966	153,969
包括利益 (千円)	194,966	153,969
純資産額 (千円)	275,017	527,987
総資産額 (千円)	1,105,001	1,497,552
1株当たり純資産額 (円)	244.70	436.03
1株当たり当期純利益金額 (円)	173.47	131.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)		
自己資本比率 (%)	24.9	35.3
自己資本利益率 (%)	109.8	38.3
株価収益率 (倍)		
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	268,313	269,679
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	55,847	117,732
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	73,457	24,044
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	276,937	452,929
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	88 〔136〕	90 〔196〕

- (注) 1. 当社は、第13期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権を発行しておりますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であります。
6. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）の年間平均雇用人員（1ヶ月173時間換算）であります。
7. 前連結会計年度（第13期）及び当連結会計年度（第14期）の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

8. 第13期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当社は平成26年12月3日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高 (千円)	1,771,150	2,056,021	2,220,147	2,530,767	2,933,951
経常利益 (千円)	86,011	39,911	111,339	171,313	194,079
当期純利益 (千円)	80,957	8,609	127,770	181,371	133,938
資本金 (千円)	100,000	50,000	50,000	50,000	99,500
発行済株式総数 (株)	6,345	11,239	11,239	11,239	12,109
純資産額 (千円)	178,585	28,043	155,814	337,186	570,124
総資産額 (千円)	522,759	738,364	839,101	1,088,507	1,452,474
1株当たり純資産額 (円)	28,145.92	2,495.20	13,863.73	300.01	470.83
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 金額 (円)	12,759.18	1,079.56	11,368.53	161.38	114.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)					
自己資本比率 (%)	34.2	3.8	18.6	31.0	39.3
自己資本利益率 (%)			139.0	73.6	29.5
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	52 〔78〕	68 〔92〕	76 〔106〕	80 〔135〕	77 〔194〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権を発行しておりますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 第10期及び第11期の自己資本利益率については、期中平均自己資本がマイナスであるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を含む。）であります。

6. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）の年間平均雇用人員（1ヶ月173時間換算）であります。

7. 第13期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成26年12月3日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

8. 前事業年度（第13期）及び当事業年度（第14期）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第10期、第11期及び第12期の財務諸表については、監査を受けておりません。

9. 当社は平成26年12月3日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

なお、第10期、第11期及び第12期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
1株当たり純資産額 (円)	281.46	24.95	138.64	300.01	470.83
1株当たり当期純利益金額 (円)	127.59	10.80	113.69	161.38	114.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()

2 【沿革】

年 月	変 遷 の 内 容
平成12年 4月	株式会社ヒューマンウェブ（資本金1,600万円、東京都港区南青山）を設立
平成13年 9月	1号店「ウォーターグリル・オイスターバー」赤坂店オープン（平成18年7月閉店）
平成14年11月	「ガンボ&オイスターバー」新宿マイシティ店（現新宿ルミネエスト店）オープン 当社の主力ブランドとして出店開始
平成16年 8月	本社を東京都港区南青山から東京都千代田区永田町に移転
平成18年 8月	新ブランド「キンカウカ グリル&オイスターバー」横浜ベイクォーター店オープン
平成18年11月	新ブランド「フィッシュ&オイスターバー」福岡キャナル店オープン 以後、同ブランド展開開始
平成19年 2月	牡蠣愛好家の会員制度 オイスター・ピース・クラブ（以下、「OPC」ということがあります。）がスタート
平成19年 9月	広島県呉市に物流機能を備えた浄化センターである「株式会社日本かきセンター」（現連結子会社）を設立
平成19年11月	「ガンボ&オイスターバー」新宿マイシティ店を増床リニューアル
平成20年 4月	子会社 株式会社日本かきセンターにて一般飲食店向けの卸売事業を本格開始
平成21年 7月	OPC会員が1万人突破
平成22年 4月	新ブランド「シュリンプ&オイスターバー」横浜モアーズ店オープン 以後、同ブランド展開開始
平成22年 9月	百貨店向け新ブランド「シュリンプ&オイスターハウス」池袋西武店オープン
平成23年 2月	本社を東京都千代田区永田町から東京都中央区京橋に移転 OPC会員が10万人突破
平成23年 3月	駅立地に対応した新ブランド「ステーションオイスターバー」博多駅店オープン 以後、同ブランド展開開始
平成24年 8月	新ブランド「オイスターテーブル」銀座コリドー店オープン 以後、同ブランド展開開始
平成24年11月	OPC会員が20万人突破
平成25年 3月	「ガンボ&オイスターバー」名古屋ラシック店を増床リニューアルのうえ、新ブランド「オイスタールーム」名古屋ラシック店オープン 以後、同ブランド展開開始
平成25年 7月	株式会社中尾水産（愛媛県南宇和郡愛南町）と牡蠣の種苗技術について資本業務提携を締結 当社六次産業化（注）に向けた二次産業の加工事業拠点として岩手県大槌町への進出に向けて「大槌町水産業共同利用施設復興整備事業計画」の認定を受ける
平成26年 3月	愛媛県南宇和郡愛南町に岩牡蠣の種苗生産を目的とした株式会社中尾水産テクノロジー（現連結子会社）を設立 本社を東京都中央区京橋から東京都中央区日本橋茅場町に移転
平成26年 8月	富山県下新川郡入善町において、第2浄化センターを開設
平成26年 9月	子会社 株式会社日本かきセンターの本社を広島県呉市から富山県下新川郡入善町に移転 OPC会員が30万人突破
平成26年11月	新ブランド「ザ・カーブ・ド・オイスター」オープン
平成26年12月	新ブランド「キンカウカ スペシャルティオイスター」小田急町田店オープン 以後、同ブランド展開開始

（注）六次産業化とは、一次産業である牡蠣の生産事業、二次産業である牡蠣の加工事業、三次産業である牡蠣の卸売・小売販売事業を一貫して行う産業化のことであり、一次、二次、三次を乗じて六次産業と総称しております。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、当社、100%出資子会社の株式会社日本かきセンター及び株式会社中尾水産テクノロジーの3社で構成され、「オイスターの未来を創り、食文化の進歩発展に貢献する」という企業理念の下で、牡蠣を主体とするレストラン（オイスターバー）を運営する直営店舗事業と、安全性の高い牡蠣の生産研究、産地の開拓、牡蠣の安定供給を目的として、牡蠣の卸売事業を展開しております。

当社グループは、直営店舗事業を通じて安全安心な牡蠣を販売しております。卸売事業においては、牡蠣を安全に提供するため、厚生労働省の定める保菌基準をさらに下回る当社グループ独自の基準を定め、この基準をクリアするため、独自の浄化工程を実施しております。この安全への取り組みは、当社グループだけでなく、牡蠣生産者のご理解、ご協力もいただくことで、より盤石なものとなり、安全かつ安心な牡蠣を消費者に提供することを可能としております。このような取り組みを行う当社グループが提供する安全安心な牡蠣を召し上がっていただくことで、古来より伝わる日本の伝統食材である牡蠣がより多くの人々に親しまれることを目指しております。

また、身入りが充実して加熱しても身が縮まず、死骸ロスが少ない高品質な牡蠣の生産を目的として、連結子会社である株式会社中尾水産テクノロジーで牡蠣種苗生産を開始するなど、当社グループは、牡蠣の生産から販売まで一貫通貫で手掛ける体制の構築を目指しております。

(1) 直営店舗事業

当事業では、国内最大級のオイスターバーチェーンとして、東京を中心とした首都圏の百貨店や商業施設を軸に「ガンボ&オイスターバー」をはじめとする複数の当社ブランドによる飲食店舗の運営を行っております。

オイスターバーは、牡蠣を生で食するスタイルが中心となっております。そのため、当社の直営店舗では、海域の特性により産地毎、季節毎で風味や味わいが違うという特性を生かし、複数産地の生牡蠣を盛り合わせた「オイスタープレート」をメインとして提供しております。また、外食の非日常性という点から、焼き・蒸し等の方法により普段家庭では経験し難い新しい牡蠣の食し方の提案を行っており、外食ならではの体験ができる場としてお客様にご利用頂けるよう、こだわりを持ったメニュー、空間演出を心掛けた店舗展開を行っております。

また、当事業では、顧客の再来店（リピート率の向上）を促す施策として、オイスター・ピース・クラブという会員制度を導入しております。同クラブは、平成19年2月に制度を発足して以来、入会数を順調に伸ばし、平成24年11月に会員数は20万人を突破し、平成26年9月に30万人を突破するなど、その後も順調に会員数を伸ばしております。

平成26年8月からは、富山県下新川郡入善町において、その清浄性に着目して海洋深層水（注1）を利用した第2浄化センターを稼動しております。直営店舗では、この自然の力を利用して浄化された牡蠣を「オーガニックリファインドオイスター（略称：ORO）（注2）」として売り出しました。

上記の施策を実施する直営店として、平成27年1月31日現在、関東地区（東京、神奈川、千葉、茨城）20店舗、中部地区（名古屋）1店舗、関西地区（大阪、神戸）5店舗、九州地区（福岡）2店舗の計28店舗を立地、顧客特性に応じてブランドを分けて展開しております。

- （注）1．海洋深層水とは、深度200メートル以深の海水であります。生活排水が流入しないこと及び太陽光が届かず光合成が行われないため植物プランクトンが活動を休止すること等から、雑菌が表層水の1,000分の1以下という清浄性を有します。
- 2．オーガニックとは、その語源より「牡蠣本来の力」を意図しております。

ブランド毎の特徴は以下のとおりであります。

ブランド名	特 徴	店舗数
ガンボ&オイスターバー	ガンボと牡蠣の融合を提案するレストラン。 「ガンボ」とは、アメリカ南部のルイジアナ州ミシシッピ川周辺の郷土料理であるケイジャン料理を代表するもので、魚介類と香味野菜を数種類のスパイスで煮込んだ料理のことで、ルイジアナ州のニューオーリンズでは、このケイジャン料理と牡蠣を楽しむ「オイスターバー」が有名であり、この食文化を日本に提案した当社基幹ブランドとなるブランドであります。	12店舗
シュリンプ&オイスターバー	エビと牡蠣の融合を提案するレストラン。 牡蠣が少し苦手なお客様でもオイスターバーには行ってみたいというニーズに応え、ワインに合う代表的なシーフードであるエビ料理を提供することで客層の幅を広げることを狙ったブランドであります。	2店舗
フィッシュ&オイスターバー	魚料理と牡蠣の融合を提案するレストラン。 牡蠣が少し苦手なお客様でもオイスターバーには行ってみたいというニーズに応え、旬の新鮮な魚介類をテーマに料理を提供するブランドであります。	2店舗
オイスタールーム	「ガンボ&オイスターバー」のアップグレード型レストラン。 ガンボ&オイスターバーよりも店舗規模は広くゆったりとした空間と時間を提供することで落ち着いた大人のお客様のニーズに応えられるブランドであります。	2店舗
シュリンプ&オイスターハウス	「シュリンプ&オイスターバー」のアップグレード型レストラン。 魚介を中心とした食材にこだわった、ちょっと贅沢なシーフードブランドであります。	1店舗
オイスターテーブル	幅広い年齢層をターゲットとした路面型のカジュアルレストラン。 牡蠣以外のシーフードは勿論、お酒に合うメニューの幅を広げたシーフードブランドであります。	3店舗
キンカウカ グリル&オイスターバー	リゾートスタイルのテーマ型レストラン。 店名である「キンカウカ」とは豪州の先住民であるアボリジニーの言葉で「綺麗な水」を意味しております。心地よいテラス席が特徴的であり、グリル料理やバーベキュー料理も提供し、夏季はビアガーデンスタイルにもなるシーフードブランドであります。	1店舗
ステーションオイスターバー	主要ターミナル駅の駅ビル、駅隣接地に出店エリアを特化したレストラン。 「ガンボ&オイスターバー」のスタイルを踏襲して客層・価格帯も同じ展開の別ブランドであります。	2店舗
ザ・カーブ・ド・オイスター	和テイストを取り入れたオイスターレストラン。 我が国に古来より根付いた牡蠣という食材を和テイストの創作料理でメニュー構成しております。また、ゆっくりと寛げる空間づくりから、気軽に利用できるワインサービングシステム（自動購入機）など幅広い客層を取り込めるブランドであります。	1店舗
キンカウカ スペシャリティオイスター	「ガンボ&オイスターバー」と基本メニューは揃え、牡蠣の浄化に用いている海洋深層水の清浄性を強くアピールするため、アボリジニーの言葉で「綺麗な水」を意味するキンカウカを冠にしたレストラン。	2店舗

(注) 平成27年1月31日現在の店舗数を記載しております。

(2) 卸売事業

平成18年末から同19年初めにかけてノロウイルスによる食中毒報道が数多く取り沙汰され、また、その原因の多くが牡蠣であるかのような報道もあり、この風評被害の影響は甚大でありました。そこで、当社グループでは安全と安心は自社で確立するものと考え、自社で安全に対するトレーサビリティを確立するため、牡蠣の安全管理・集荷・出荷の施設である、株式会社日本かきセンターを平成19年9月広島県呉市に設立しました。

当事業では、自社で安全性を確保するために確立した浄化・検査体制を整えるとともに、直営店舗事業における牡蠣消費量を背景とした集中購買を全国各地の牡蠣生産者から実施しております。これらの取り組みにより、安全、高品質かつ低価格の牡蠣を直営店舗に提供するとともに、グループ外の飲食店舗に対して卸売しております。

当事業の特徴として以下の点があげられます。

安全性の確保のための検査体制

当事業で取り扱う牡蠣は、幾重ものチェック工程を経て、はじめて流通ルートに乗っております。具体的には、以下の施策を実施しております。

a. 産地段階での一次検査

生食用の牡蠣として厚生労働省が指定している保菌基準を下回る牡蠣のみを仕入れております。

b. 当社グループ集荷施設での浄化

当社グループでは、紫外線で殺菌した海水を用いた浄化施設及び海洋深層水を利用した浄化施設を保有しております。これらの施設では、ほぼ無菌の海水で満たされた水槽内で牡蠣を蓄養し、牡蠣自体の生態活動の結果により、厚生労働省の指定する基準よりも厳しく規定している自社基準をクリアする生食用の牡蠣に仕上げております。

c. 当社グループ二次検査

出荷前にa.の一次検査の基準である厚生労働省が指定している保菌基準を下回る基準として当社グループが定めた基準により再検査を行っております。当社グループの定める自社基準と厚生労働省の指定する基準との差は以下のとおりとなっております。

（厚生労働省の指定する基準との比較）

検査項目	厚生労働省基準	自社基準
一般細菌数	50,000/g 以下	15,000/g 以下
大腸菌群 (E.coli)	230/100g 以下	130/100g 以下
腸炎ピブリオ	100/g 以下	10/g 以下
ノロウイルス (注1)	10コピー未満 (陰性) (注2)	UD (Undetermined) 検出されず

（出所：食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号））

（注）1. ノロウイルスは、食品衛生法で定められていない自主検査です。厚生労働省のガイドラインでは、10コピー未満が陰性、10コピー以上が陽性です。

2. コピーとは、ノロウイルス量の単位であります。

当社グループの提供する牡蠣は、これらの浄化、検査工程における基準を全て通過したうえで出荷されております。

また、海域の細菌やウイルス状況を監視するため、産地毎の降雨量、海水温度などを毎日収集して、当社グループが長年培ったノウハウにより、これらを分析してリスク回避と事前のアラームで警告する体制を整えております。

飲食店舗への卸売販売

牡蠣メニューを提供している全国の飲食店舗に、直営店舗事業との競合環境を踏まえて原則として出荷制限を設けることなく高品質の牡蠣を積極的に卸売しております。

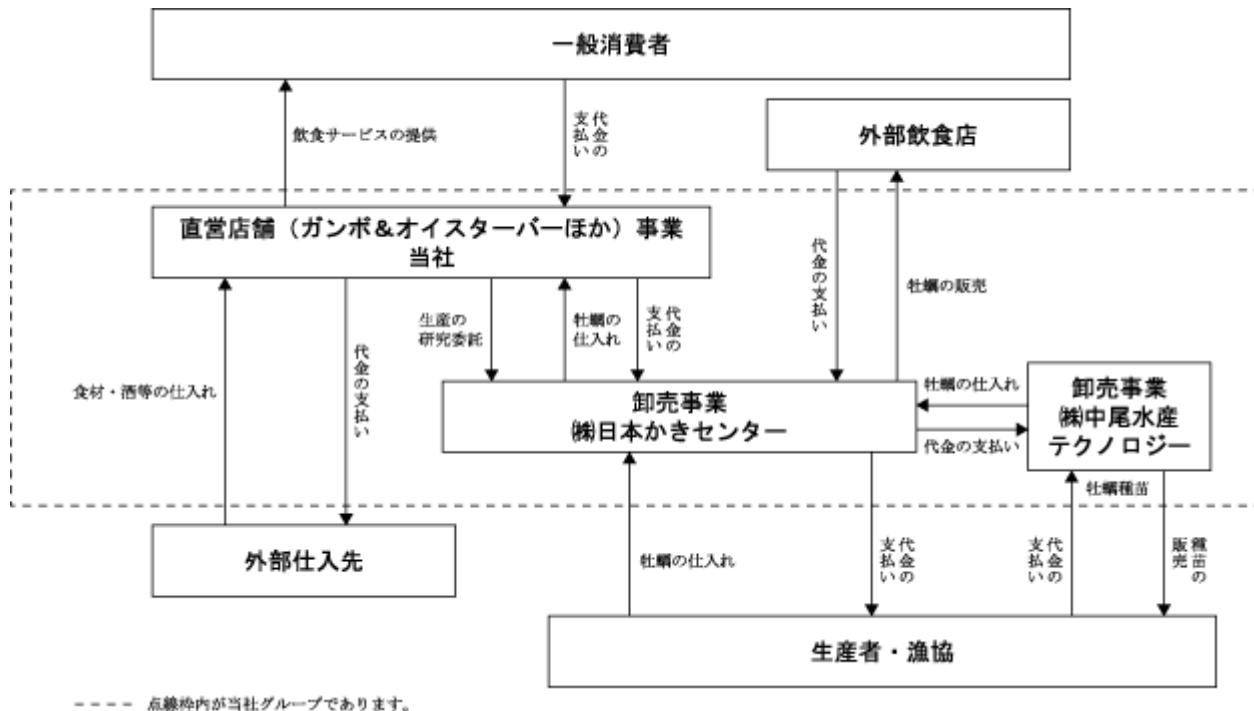
品質向上に関する開発技術

ノロウイルスに代表されるウイルスに汚染されない牡蠣の生産技術を開発するべく、東京大学と共同で牡蠣の陸上養殖技術の開発に向けた研究に取り組んでおります。

種苗生産に関する取り組み

安全な牡蠣を提供する原点である牡蠣の種を人工的に作る種苗生産にも取り組んでおります。自然環境に影響されず人工的環境下で品質コントロールされた種により、身入りが充実して加熱しても身が縮まず、死骸ロスも少ない高品質の牡蠣を生産すること及び生産が自然環境に左右されやすい天然の岩牡蠣を安定的に提供することを目指して取り組んでおります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社日本かきセンター (注)2	富山県下新川郡 入善町	10,000	卸売事業	所有 100.0	当社に対して主に牡蠣の販売 をしております。 役員兼任者3名。
株式会社中尾水産テクノロ ジー(注)2	愛媛県南宇和郡 愛南町	10,000	卸売事業	所有 100.0	当社に対する牡蠣の安定供給 を目指して牡蠣の種苗生産を 行っております。 役員兼任者3名。

(注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
直営店舗事業	72〔242〕
卸売事業	10〔5〕
全社（共通）	16〔1〕
合計	98〔248〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）の年間平均雇用人員（1ヶ月173時間換算）であります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成27年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
88〔243〕	36.0	4.1	4,390

セグメントの名称	従業員数(名)
直営店舗事業	72〔242〕
全社(共通)	16〔1〕
合計	88〔243〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を含む。）であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）の年間平均雇用人員（1ヶ月173時間換算）であります。
 4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第14期連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、金融緩和などの各種政策による経済成長への期待感から回復基調にあります。また、景気の先行きにつきましても、2020年の東京オリンピック招致が決定し、中長期的にも景気浮上を後押しするものと期待されております。しかしながら、原材料価格の上昇や電気料金の値上げ、本年4月1日から施行の消費税増税による個人消費低迷への懸念により、未だに不透明さが残る状況でありました。もっとも、年度後半には消費税率引き上げ前の駆け込み需要もあり、住宅関連消費を中心として活発な消費活動となりました。

当社グループを取り巻く外食市場につきましては、景気回復や法人需要の拡大が期待される中で、徐々に消費意欲が高まり、外食消費も底堅く推移しました。

このような市場環境の下で、当社グループは顧客基盤の安定化・充実化を図るためO P C会員の増強に努めるとともに、首都圏を中心とした新規3店舗の出店及び6店舗の改装並びに卸売先の新規開拓を実施しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,164,183千円（前連結会計年度比18.2%増）、営業利益222,843千円（同21.6%増）、経常利益216,631千円（同21.3%増）、当期純利益153,969千円（同21.0%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。なお、以下の数値はセグメント間の取引消去前となっております。

直営店舗事業

直営店舗事業においては、平成25年4月に、路面店として2号店舗となる「ガンボ&オイスターバー池袋東口店」（東京都豊島区）をオープンしました。また、9月に大阪梅田のショッピングセンターのハービスエントに「オイスターールーム梅田ハービスエント店」（大阪府大阪市北区）、10月に大手町エリアの再開発の一環である大型新築ビルの手町タワーの地下に「ガンボ&オイスターバー大手町店」（東京都千代田区）をオープンしました。これにより、平成26年3月31日現在の店舗数は合計23店舗となりました。さらに、既存店におきましては、増席を伴うリニューアルの実施（6店舗）や重要な営業財産たるO P C会員の増強に向け会員限定の催事企画の開催などに努め、平成26年3月31日現在におけるO P C会員数は約27万人となりました。

以上の結果、直営店舗事業における売上高は2,933,951千円（前連結会計年度比15.9%増）、セグメント利益は193,893千円（同10.3%増）となりました。

卸売事業

卸売事業においては、直営店舗事業で扱っている安全性の高い牡蠣をメニューに加えたいとの一般飲食店からの要望が年々増えてきており、中小・個人飲食店のメニューサポートとして牡蠣の新しい食べ方提案などを行い、新規取引先の獲得に向けた営業に注力しました。その結果、中小・個人飲食店を中心に新規取引先を順調に増やすことが出来ました。

以上の結果、卸売事業における売上高は593,039千円（前連結会計年度比28.4%増）、セグメント利益は22,950千円（同203.6%増）となりました。

第15期第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、金融政策の効果や経済政策への期待感から円高是正、雇用環境の改善など、緩やかな景気回復が見られるようになってきたものの、個人消費におきましては、持ち直しの動きに足踏みが見られるなど、先行き不透明な状況が続いております。

国内外食産業においては、円安等による原材料価格の高騰や、人手不足の傾向が強まっていることから人件費の高騰が懸念されるなど、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、中期経営計画の達成を目指して直営店舗事業において5店舗の新規出店を行いました。これにより、平成26年12月31日現在の店舗数は28店舗となっております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は2,808,236千円、営業利益は106,811千円、経常利益は99,814千円、四半期純利益は63,736千円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

直営店舗事業

新規出店に向けての物件開発に努めるとともに、当該期間においては5店舗の新規出店を行いました。平成26年4月、5月にそれぞれ「オイスターテーブル」（東京都台東区、港区）をオープン、また同年11月に和テイストを取り入れた新ブランドである「ザ・カーブ・ド・オイスター」（東京都中央区）をオープン、さらに同年12月に海洋深層水による牡蠣の浄化をアピールする新ブランドである「キンカウーカ スペシャルティオイスター」（東京都町田市、新宿区）を2店舗オープンしました。また、既存店舗におきましては、食材の輸送に係る運賃高騰によるコスト負担増の影響があったものの、客数・客単価の増加により、売上高は順調な伸びを示しました。

以上の結果、直営店舗は28店舗、売上高は2,571,212千円、セグメント利益は87,308千円となりました。

卸売事業

一般飲食店向けの卸売販売を強化するための営業部員の増員により、新規契約が増加したことから、売上高は順調な伸びを示しました。種苗生産については、牡蠣生産者への種苗販売により、計画通りの収益を得ることが出来ました。

以上の結果、売上高は607,179千円、セグメント利益は15,003千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第14期連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ175,991千円増加し、452,929千円となりました。当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、既存店の業績が好調に推移し税金等調整前当期純利益214,892千円、店舗数増加により売上債権の増加10,251千円、棚卸資産の増加27,827千円等があったことにより、269,679千円の収入（前連結会計年度は268,313千円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、新規出店等に伴う有形及び無形固定資産の取得による支出62,367千円及び敷金の差入による支出55,606千円等があったことにより、117,732千円の支出（前連結会計年度は55,847千円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、期中に行った第三者割当増資による増加99,000千円、新規出店に係る長期借入れによる増加70,000千円、また、長期借入金の返済による減少112,407千円等があったことにより、24,044千円の収入（前連結会計年度は73,457千円の支出）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

第14期連結会計年度及び第15期第3四半期連結累計期間の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第14期連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	前年同期比(%)	第15期第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
直営店舗事業(千円)	835,748	115.2	803,683
卸売事業(千円)	454,311	122.1	421,475
合計(千円)	1,290,059	117.6	1,220,502

(注) 1. 金額は仕入価格であり、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

第14期連結会計年度及び第15期第3四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第14期連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	前年同期比(%)	第15期第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
直営店舗事業(千円)	2,933,951	115.9	2,571,212
卸売事業(千円)	593,039	128.4	607,179
内部取引調整額(千円)	362,806	114.8	370,155
合計(千円)	3,164,183	118.2	2,808,236

(注) 1. 金額は販売価格であり、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 内部取引調整額は、主にセグメント間取引であります。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がありませんので、主要な販売先の記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

外食業界の市場規模は今後も大きな伸びは期待できない状況が続くものと見られ、加えて顧客嗜好の多様化が進み、今後ますます企業間の競争は激しくなると認識しております。

当社グループは、「オイスターの未来を創り、食文化の進歩発展に貢献する」という経営理念の下で、牡蠣という食材にフォーカスをあて、第一次産業から第三次産業までの領域で牡蠣の高付加価値化を図り、新しい食文化の創造を目指しております。

(1) 出店について

当面、主力の「ガンボ&オイスターバー」の出店及び牡蠣以外のメニュー幅を拡げたブランドの出店を加速させることで収益力の強化拡充をする方針であります。また、生牡蠣がメインメニューとなるオイスターバーブランドだけでなく、焼き牡蠣や蒸し牡蠣を中心とした加熱型新ブランドの出店を行っていく方針であります。加熱型ブランドを構えることで、幅広い海域からの仕入が可能となり、仕入原価の低減効果にもつながるものと考えております。

(2) 卸売事業及び新規事業の展開について

当社グループは、直営店舗事業が主力であります。そのほか、直営店舗以外の外食店舗に対して、牡蠣を中心とした食材の卸売事業を展開しております。各事業の売上高が総売上高に占める割合は、第14期（平成26年3月期）において、直営店舗事業が92.7%、卸売事業が7.3%となっております。

今後は、主力の直営店舗事業を核としつつ、卸売事業において新規取引先の開拓を強化して収入チャネルの多チャンネル化を図ります。また、牡蠣は嗜好性の高い食材として一般に認知されておりますが、牡蠣という食材の持つ栄養価について国立大学法人東北大学と共同研究を行っており、この研究成果を生かしたサプリメントのような加工食品の開発計画を検討しております。これにより、嗜好性の高い食材を幅広い層に対して消費されるような食材とすることを目指して参ります。

これら収入源の多チャンネル化により、収益基盤の安定化と持続的成長を目指して参ります。

(3) 人材の確保と育成及び定着化

当社グループは、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保と育成及び定着化が今後の当社グループの成長にあたって不可欠であると認識しております。そのため、人材確保につきましては、事業活動の積極的なPR活動などを通じて当社グループの認知度の向上を図るとともに、外部紹介機関等を利用したアルバイト採用の強化、新卒採用の計画的な拡大、管理職を含む効率的な中途採用を継続していく方針であります。育成及び定着化については、従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実、さらには福利厚生を充実させた人事制度の採用に取り組むことで、従業員にとって働き甲斐のある制度作りを進める方針であります。

(4) 内部統制の強化について

当社は、まだ社歴も浅く、平成27年1月31日現在で取締役が5名、監査役が3名、従業員が88名（兼務役員4名を含む）となっており、経営管理体制もこの規模に応じたものとなっております。しかしながら、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるためには、コーポレート・ガバナンスの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、権限に基づく意思決定の明確化、内部監査及び監査役監査並びに会計監査人による監査との連携を強化するほか、全従業員に対して、継続的な啓蒙、教育活動を行っていく方針です。

(5) 衛生管理の強化、徹底について

外食業界においては、食中毒事故の発生や偽装表示の問題などにより、食の安全性に対する社会的要請は強くなっております。当社グループの各店舗、事業所では、衛生管理マニュアルに基づき衛生管理を徹底しており、また、定期的に本社衛生管理部門の人員による抜き打ち監査や外部検査機関による検査、さらには一部店舗においてはセカンドオピニオンとして、一次検査とは別の外部機関による検査を行っております。今後も、法改正等に対応しながら、更に衛生管理体制を強化していく方針です。

(6) ブランドの確立

当社グループは、「安全安心な牡蠣はヒューマンウェブグループ」、「ヒューマンウェブグループはナンバー1オイスターカンパニー」というコーポレートブランドを確立するため、積極的な広報・PR活動を展開する方針であります。新聞・テレビ・雑誌等のマスメディアへのアプローチ強化に注力して参ります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下のとおり記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に取り組む方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、本項記載のうち将来に関する事項は、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではなく、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済状況の変化について

当社グループは、牡蠣を主体とするレストランであるオイスターバーの直営店舗事業を中心に展開しており、国内の景気変動の影響等が、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。特に、消費税の増税等に起因する個人消費の減速、原材料価格・人件費・賃料・水道光熱費・物流費等の上昇が、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 各種法的規制について

食品衛生管理について

当社グループは、直営店舗事業において、「食品衛生法」に基づき、所管保健所より飲食店営業許可を受けて、全ての店舗に食品衛生責任者を配置しております。衛生管理マニュアルに基づき厳格な衛生管理と品質管理を徹底しておりますが、食中毒などの衛生問題が発生した場合には、食材等の廃棄処分、営業許可の取消し、営業の禁止もしくは一定期間の営業停止処分、被害者からの損害賠償請求等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

卸売事業につきましては、「食品衛生法」に基づき、所管保健所より魚介類販売許可を受けて、直営店舗及び一般飲食店への卸売販売を行っております。同免許は、子会社である株式会社日本かきセンターの広島呉センターと富山入善センターの両拠点で取得しておりますが、万一いずれかの拠点での許可が取り消された場合、残る拠点での浄化に不可欠な水槽のキャパシティが超過する恐れがあります。この場合、直営店舗への卸売販売を優先することで一般飲食店への卸売販売量に影響を及ぼすこととなり、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

労働関連法令について

当社グループは、店舗や浄化センターにおいて多数の短期間労働者を雇用しておりますが、これら短時間労働者の厚生年金などの社会保険適用範囲の拡大実施により、当社グループの社会保険料負担が増大すること等によって当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 主要食材（牡蠣）への依存について

当社グループは、主力食材を牡蠣という特定食材に依存し、かつ、生牡蠣がメインとなるオイスターバー店舗の売上構成比が高い状況にあります。したがって、ノロウイルス等の疫病発生、食品衛生問題等によるブランド毀損、風評被害による消費控えなどの変化が発生した場合、牡蠣の販売数量低下により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 出退店政策について

当社グループは、直営店舗による店舗展開を行っており、平成27年1月31日現在、28店舗の出店を行っております。出店は高い集客が見込める都心部、主要ターミナル駅周辺にて実施しておりますが、新規出店におきましては、立地条件、賃貸条件、店舗の採算性などを勘案して出店を決定しているため、すべての条件に合致する物件が確保できない可能性があります。また、出店にかかわる賃貸借契約のほとんどが定期建物賃貸借契約となっており、採算性が確保されている店舗につきましても、期間満了により退店する可能性があります。店舗採算が不採算による退店を含めて、退店の際には減損損失の計上、各種契約の解除による違約金、退店時の原状回復費用等が想定以上に発生する可能性があります。これらが生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 差入敷金について

当社グループの店舗は賃借により出店等を行うことを基本方針としており、全ての店舗において敷金を差し入れております。この敷金は、退店時には貸主から返還されることになっておりますが、貸主の財政状態の悪化等により、差入敷金の一部又は全部が返還されない場合があり、これらが生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 減損損失について

当社グループは、今後とも収益性の向上に努める所存ではありますが、店舗業績の不振等により、固定資産の減損会計による損失を計上することとなった場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 特定仕入先への依存について

当社グループは、主要食材である牡蠣について、全国各地の生産者・漁協から直接仕入を行っております。その中で最大の仕入先である株式会社住栄丸につきましては、平成26年3月期において全体の仕入高の約20%を占める等、当該生産者に大きく依存しております。当社グループとしましては、高品質の牡蠣の仕入が継続してできるよう生産者と一体となった養殖に取り組み、リスク分散を図っていく方針であります。しかしながら、天候不順をはじめ、海域の汚染状況など自然環境の悪化などにより、必要な牡蠣が十分に確保できなかった場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 人材の確保及び育成について

当社グループは、継続的な新規事業開発及び更なる店舗展開を図っていく方針であるため、優秀な人材の継続的な確保が重要な経営課題であります。このため、当社グループは、飲食業界に特化した人材派遣会社を通じて積極的に人材確保に努めるとともに、教育による育成を行っております。しかしながら、十分な人材の確保及び育成ができない場合、新規事業開発の遅れ、店舗での接客サービスの低下のほか、計画通りの新規出店が困難になることにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 新規事業の展開について

当社グループは、直営店舗事業が主力ではありますが、牡蠣という食材の六次産業化を目指し収入源の多チャンネル化を図るため、生産及び加工に係る新規事業を展開していく計画であります。生産におきましては、愛媛県南宇和郡愛南町における岩牡蠣の種苗生産及び沖縄県久米島町における海洋深層水を利用したウィルスフリー牡蠣の生産、加工におきましては、岩手県大槌町において牡蠣の加工食品を製造する工場を将来的に稼働させる予定であります。しかしながら、工場稼働の遅れなどにより当初想定した計画が進捗しなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 商標管理について

当社グループは、「ガンボ&オイスターバー」、「オイスターテーブル」などの複数の店舗ブランドをはじめ、「大槌牡蠣ノ星」など複数の商標権の登録を行っております。当社グループが保有する商標について、第三者の商標権等を侵害している事実はありませんが、第三者の商標権を侵害していると認定され、その結果、使用差し止め、使用料、損害賠償等の支払いを請求された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 個人情報の保護について

当社グループは、直営店舗事業において会員向けポイント還元やイベントなどを行い、会員の個人情報をデータとして蓄積しております。これらの情報については、「個人情報保護に関する法律」を遵守すべく、データへのアクセス制限や外部からの侵入を防止するための方策をとっております。また、「個人情報保護方針」や「個人情報管理規程」を制定し、個人情報を取り扱う関係者に対して情報漏洩防止の徹底を啓蒙しております。

しかしながら、内部管理体制の問題や外部からの侵入により、これらの情報が漏洩した場合には、信用低下や損害賠償等によって当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(12) 売上高の季節変動について

当社グループは牡蠣を主食材とする直営店舗事業及び卸売事業を展開しており、食材に対する消費者の認識上、冬場である11月から3月に売上が偏重する傾向にあります。また、仕入原価も需給バランスが落ち着く冬場の方が低減されることから、利益面でも下半期に大きく偏重する傾向にあります。

当社グループとしましては、夏場における岩牡蠣など、旬の牡蠣による新しい食べ方提案などにより需要の掘り起こしを図るとともに、加工事業などにより外食市場以外での収入源を確保することで、年間を通じて売上の平準化を目指していく方針としております。

第14期（平成26年3月期）における四半期別の売上高及び営業利益の構成は次のとおりであり、下期に利益が偏重しております。

区分	売上高 (千円)	構成比(%)	営業利益 (千円)	構成比(%)
第1四半期	657,235	20.8	13,468	6.0
第2四半期	741,266	23.4	13,011	5.8
上期合計	1,398,501	44.2	26,479	11.9
第3四半期	939,040	29.7	112,301	50.4
第4四半期	826,641	26.1	84,062	37.7
下期合計	1,765,682	55.8	196,363	88.1
通期合計	3,164,183	100.0	222,843	100.0

(注) 各四半期連結会計期間の数値は会計監査人によるレビューを受けておりません。

(13) 特定人物への依存について

当社グループの事業推進者は、代表取締役である吉田秀則であります。当社グループの経営方針及び経営戦略全般の決定等における同氏の役割は大きく、当社グループは同氏に対する依存度が高いと認識しております。

現在、当社グループでは事業規模の拡大に伴い経営組織内の権限委譲や人員拡充等、経営組織の強化を推進し、組織力の向上に努めております。しかしながら、今後、何らかの理由により同氏が当社グループの経営執行を継続することが困難となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(14) ストック・オプションと株式の希薄化について

当社グループでは、従業員の業績向上に対する士気を高め、また、優秀な人材を獲得する目的で、新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式総数は169,000株であり、これらは、発行済株式総数及び新株予約権による潜在株式数の合計1,379,900株の12.2%に相当します。今後これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式価値の希薄化や需給関係に影響をもたらす、当社株価形成へ影響を及ぼす可能性があります。

(15) 自然災害等について

当社グループの直営店舗28店舗は全国に展開しておりますが、このうち18店舗を東京都・神奈川県で展開しております（平成27年1月31日現在）。したがって、地震・台風などの自然災害や大雪などの局地的な気象状況の影響により、店舗の営業休止や縮小等が生じた場合は、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

また、上記の自然災害に起因して、電力・ガス・水道等の使用の制限、消費者の消費意欲の低下といった影響が生じた場合にも、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(16) 競合について

外食業界は、参入障壁が低く新規参入が多い一方で、少子高齢化の流れの中で外食市場全体は横這いという状況下で激しい競合状態が続いています。その中で当社グループは、取扱食材として極めて高いレベルでの安全性が求められる牡蠣を扱っていますが、その安全性は、ノウハウなどのソフト面のみならず、浄化施設を自保有するハード面の両面を兼ね備えることで、競争優位性の確保を図っております。しかしながら、今後、当社グループと同レベルのソフト及びハード機能を持つ店舗が出現した場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(17) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案して、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純利益を計上しておりますが、未だ内部留保が充実しているとは言えず、創業以来配当を行っておりません。現在は内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指す方針であり、将来的には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。しかしながら、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社の経営上重要な契約は、以下のとおりであります。

契約先	相手先の所在地	契約名称	契約期間	契約内容
国立大学法人 東京大学	東京都文京区本郷 七丁目3番1号	共同研究契約書	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	海洋深層水での微細藻類連続大量培養、培養液の開発、餌料微細藻類の濃縮保存法、牡蠣餌自動給餌システム開発
国立大学法人 東北大学	宮城県仙台市青葉区 堤通雨宮町一丁目1番	共同研究契約書	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	カキの栄養成分基礎研究、養殖事業、カキの栄養成分分析及び技術指導、イシュノアッセによるサプリメント商品化

6 【研究開発活動】

(1) 卸売事業における研究開発戦略及び研究課題

当社グループの研究開発戦略は、「ウィルスフリー牡蠣の生産」及び「牡蠣の栄養価の商品化」を軸としております。その戦略目的を果たすための課題は、二枚貝の餌となる微細藻類の連続大量培養と牡蠣の高機能性成分の商品化であります。

ウィルスフリー牡蠣の生産

ウィルスフリー牡蠣の生産とは、ノロウィルスに代表される食中毒の原因となるウィルスに汚染されていない牡蠣を生産することです。牡蠣に代表される二枚貝がウィルスに感染する経路は、ウィルスが残留している生活排水が海の表層海域に流入した際に、養殖されている牡蠣がウィルスを取り込むケースや、牡蠣の餌となるプランクトンがウィルスを取り込み牡蠣体内に入るケースといわれております。特に、ノロウィルスは、牡蠣の消化器官の中腸線細胞に特異結合した場合には、無菌海水を体内に循環させて浄化しても排出除去できないことが分かっております。当社グループは、この感染経路中の表層海域という点に注目し、ウィルスが存在せず清浄な海水である深度200m以深の海洋深層水を利用して陸上において取水した海洋深層水で牡蠣を養殖することを目指しております。この中で最大の障壁が、牡蠣の餌となるプランクトンが海洋深層水には存在していないことです。したがって、牡蠣の餌となる微細藻類（主にキートセロス（注））の連続、かつ、大量培養の方法が確立されない限り、商業生産は不可能であることから、この方法を確立することが大きな研究課題となっております。

牡蠣の栄養価の商品化

牡蠣の栄養価の商品化とは、牡蠣が潜在的に持つ高い栄養価を多機能に亘り顕在化させた商品を開発することにあります。牡蠣が養殖される表層海域は年々水質状況が悪化する一途にある一方で、オイスターバーなどで消費される牡蠣は主に生食用であります。このことから、オイスターバーなどで消費される牡蠣の消費量は全体生産量のごく一部に止まり、海域環境悪化と相俟って、規格外の牡蠣は廃棄処分されるなど市場に流通しない牡蠣が数多く存在しております。したがって、従来の流通及び消費スタイルには無い、牡蠣の新しい消費の形が模索されるところです。当社グループは、牡蠣の消費の形として、その栄養価に着目しました。牡蠣は亜鉛含有量が多い食物であります。亜鉛は新陳代謝を促す人間が生活するのに重要なミネラルの1つであります。しかしながら、この亜鉛は体内に貯蔵することが出来ないことから、食物から補給するほかありませんが、その吸収率が悪く、ほとんどが対外に排出される難点があります。当社グループの研究主課題は、亜鉛成分を吸収率のよい高品質・高付加価値のサプリメントとして商品化することです。しかしながら、それだけに止まらず、亜鉛などが奏功したときの食欲調整機能、血圧コントロールとしての循環器系調整機能や免疫増強作用、抗炎症作用、性機能増強作用、タウリンなどによる抗疲労効果など、これら全ての機能を満たした高機能成分のサプリメントなどの商品化に向け研究に取り組んでおります。そして、牡蠣の高機能成分の商品化は、廃棄牡蠣の有効活用だけでなく、健康志向社会及び水産業への貢献に寄与するものと考えております。

（注）キートセロスとは、二枚貝の種苗に必要なエイコサペンタエン酸（EPA）を大量に含んだ藻の一種であります。

(2) 研究体制

当社グループでは、外部との共同研究により、キートセロスの連続大量培養技術の確立、また、新商品開発等を社内にて研究する体制を構築しております。

（社内及び社外における研究体制）

研究開発活動は、グループ全体の牡蠣の高品質・高付加価値化という観点から、牡蠣を供給する子会社の株式会社日本かきセンターの商品管理開発本部に研究員を配置しております。拠点としましては、東京大学本郷キャンパス及び東北大学宮宮キャンパス内の研究室にて研究を進めております。また、沖縄県久米島町の研究施設にも研究員が常駐し、微細藻類培養の研究を進めております。

各大学が得意とする研究分野は各大学に研究を依頼し、その知見を当社グループが集約し事業化を実施することで、単独では実現できない技術開発を目指しております。

(3) 各連結会計年度における研究主要課題及び研究成果

第14期連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当連結会計年度における研究主要課題及び研究成果は次のとおりであります。なお、研究開発費の総額は5,848千円であります。

微細藻類の低コスト且つ大量安定培養技術の開発

世界初のウィルスフリー牡蠣の生産において前工程となる、牡蠣の餌となる微細藻類の大量安定培養方法の確立を目指しました。生活排水の流入がなくウィルスとは無関係な海洋深層水を利用して牡蠣の陸上養殖に取り組むことは、牡蠣の餌となるプランクトンが存在しない海洋深層水を利用することと同意義であります。したがって、牡蠣の餌となる微細藻類の低コスト且つ大量安定培養技術の開発と確立が研究命題となるものです。これら命題は、海洋深層水の最大取水能力を誇る沖縄県久米島町における当社研究施設と共同研究パートナーの東京大学本郷キャンパスにおいて研究を進めました。

当連結会計年度において、微細藻類の大量安定培養方法については課題成果を達成し、海洋深層水による牡蠣の陸上養殖に向けて不可欠となる前工程の微細藻類培養の基礎を構築しました。

海洋深層水を利用した完全陸上養殖での牡蠣の生産ノウハウ構築に向けた課題抽出

陸上において自然海域と類似の環境を現出するための課題抽出に努めました。具体的には、給餌の仕組みや養殖形態、潮の満引きを再現するための抑制方法などのノウハウ構築に向けた課題を抽出することができました。これらは、引き続き研究を継続する方針であります。

第15期第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

当第3四半期連結累計期間における研究開発費の総額は31,041千円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 研究開発成果の特許化

当社グループでは、研究開発活動における成果については、積極的に特許化を図る方針であります。本書提出日現在、国内において2件の特許を出願中です。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。

その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第14期連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当連結会計年度末における総資産は1,497,552千円（前連結会計年度末比392,551千円増加）となり、負債は969,564千円（前連結会計年度末比139,581千円増加）、純資産は527,987千円（前連結会計年度末比252,969千円増加）となりました。

（流動資産）

流動資産につきましては、前連結会計年度末に比べ181,264千円増加し、761,277千円となりました。これは、現金及び預金が175,911千円増加したことが主な要因であります。

（固定資産）

固定資産につきましては、前連結会計年度末に比べ211,286千円増加し、736,275千円となりました。これは、新規出店に伴う設備投資などにより有形固定資産が163,913千円増加、投資その他の資産の敷金及び保証金が42,610千円増加したことが主な要因であります。

（流動負債）

流動負債につきましては、前連結会計年度末に比べ74,588千円増加し、515,685千円となりました。これは、買掛金が23,472千円増加、未払金が53,680千円増加したことが主な要因であります。

（固定負債）

固定負債につきましては、前連結会計年度末に比べ64,992千円増加し、453,878千円となりました。これは、長期借入金が33,828千円減少したものの、新規出店に伴う資金調達により長期未払金が101,543千円増加したことが主な要因であります。

（純資産）

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ252,969千円増加し、527,987千円となりました。これは、新株の発行により資本金が49,500千円増加、資本剰余金が49,500千円増加、利益剰余金が153,969千円増加したことが要因であります。

第15期第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

当第3四半期連結会計期間末における総資産は1,966,663千円（前連結会計年度末比469,110千円増加）となり、負債は1,374,938千円（前連結会計年度末比405,373千円増加）、純資産は591,724千円（前連結会計年度末比63,736千円増加）となりました。

（流動資産）

流動資産につきましては、前連結会計年度末に比べ151,095千円増加し、912,372千円となりました。これは、現金及び預金が22,303千円増加、新規出店に伴う売上増加により売掛金が117,700千円増加したことが主な要因であります。

（固定資産）

固定資産につきましては、前連結会計年度末に比べ318,015千円増加し、1,054,290千円となりました。これは、新規出店に伴う設備投資などにより有形固定資産が297,758千円増加したことが主な要因であります。

（流動負債）

流動負債につきましては、前連結会計年度末に比べ261,200千円増加し、776,886千円となりました。主な要因としましては、買掛金が29,763千円増加、新規出店に伴う資金調達により1年内返済予定の長期借入金が49,393千円増加、新規出店に伴う固定資産の増加によりその他に含まれる未払金が71,131千円増加、その他に含まれる未払費用が32,052千円増加したことが主な要因であります。

（固定負債）

固定負債につきましては、前連結会計年度末に比べ144,172千円増加し、598,051千円となりました。これは、新規出店に伴う資金調達により長期借入金が135,370千円増加、資産除去債務が27,548千円増加したことが主な要因であります。

（純資産）

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ63,736千円増加し、591,724千円となりました。これは利益剰余金が63,736千円増加したことが要因であります。

(3) 経営成績の分析

第14期連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

売上高

当連結会計年度の売上高は3,164,183千円（前連結会計年度比18.2%増）となりました。当社グループの報告セグメントごとの内訳は、直営店舗事業が2,933,951千円（前連結会計年度比15.9%増）、卸売事業が593,039千円（同28.4%増）となっており、報告セグメントの合計は3,526,990千円となっております（売上高との差額は内部取引によるものです）。直営店舗事業は、新規出店による店舗増のほか、既存店が堅調に推移しました。卸売事業は、ブランド認知が拡がり、既存取引先からの紹介による新規取引先の増加が顕著に見られ、売上高が順調に推移しました。

営業利益

当連結会計年度の営業利益は222,843千円（前連結会計年度比21.6%増）となりました。当社グループの報告セグメントごとの内容は、直営店舗事業が193,893千円（前連結会計年度比10.3%増）、卸売事業が22,950千円（同203.6%増）となっており、報告セグメントの合計は216,843千円となっております（営業利益との差額は内部取引によるものです）。直営店舗事業は、新規出店による人材確保に伴う費用増や六次産業化モデル構築のための先行投資費用などが高みましたが、既存店の業績が好調に推移したことにより、営業利益を伸ばしております。卸売事業は、営業部員の増強などにより人件費などのコストが増加したものの、新規取引先の増加により売上高が好調に推移したことから、営業利益は大幅に伸びております。

経常利益

当連結会計年度の経常利益は216,631千円（前連結会計年度比21.3%増）となりました。これは、主に営業外費用として借入れによる支払利息を6,454千円計上したことによるものです。

当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は153,969千円（前連結会計年度比21.0%減）となりました。これは、本社事務所移転により特別損失として固定資産除却損1,738千円を計上したこと及び繰越欠損金等の一時差異解消による繰延税金資産取崩に伴い法人税等調整額56,824千円を計上したことによるものです。

第15期第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

売上高

当第3四半期連結累計期間の売上高は2,808,236千円となりました。当社グループの報告セグメントごとの内訳は、直営店舗事業が2,571,212千円、卸売事業が607,179千円となっており、報告セグメントの合計は3,178,391千円となっております（売上高との差額は内部取引によるものです）。直営店舗事業は、前連結会計年度と同様に、新規出店による店舗増のほか、既存店が引き続き堅調に推移しました。卸売事業は、営業人員の増加に伴い営業力が強化されたことから新規取引先の契約増加が見られ、売上高が順調に推移しました。

営業利益

当第3四半期連結累計期間の営業利益は106,811千円となりました。当社グループの報告セグメントごとの内容は、直営店舗事業が87,308千円、卸売事業が15,003千円となっており、報告セグメントの合計は102,311千円となっております（営業利益との差額は内部取引によるものです）。直営店舗事業は、食材の輸送に係る運賃高騰によるコスト負担増の影響があったものの、客数・客単価の増加により、営業利益を伸ばしております。卸売事業は、新規取引先の増加により売上高が好調に推移したことから、営業利益は大幅に伸びております。

経常利益

当第3四半期連結累計期間の経常利益は99,814千円となりました。これは、主に営業外費用として借入れによる支払利息を7,630千円計上したことによるものです。

四半期純利益

当第3四半期連結累計期間の四半期純利益は63,736千円となりました。これは、久米島研究所に係る農林水産省からの国庫補助金を20,134千円計上したこと及び法人税等を56,212千円計上したことによるものです。

(4) キャッシュ・フローの状況についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

(5) 経営戦略の現状と見通し

主力事業である直営店舗事業について、三大都市圏を中心に出店を継続的に行っていきます。また、直営店舗でカバーできないエリアについては、卸売事業において販売先を開拓し、それぞれの事業で補完しつつ拡大伸長を図ってまいります。そして、その成長と収益基盤を基礎として、牡蠣の六次産業化モデルを推進していく方針です。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境並びに入手可能な情報に基づき、迅速かつ最善な経営戦略の立案、施策の実施に努めております。当社が今後も持続的に成長するためには、事業規模の拡大に合わせて人材拡充を進めると同時に、教育研修制度や定着率アップのための福利厚生制度の拡充を図る必要があると認識しております。また、六次産業化モデル推進による事業領域の拡大に対応した内部管理体制の強化等の組織整備を進めていく方針です。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第14期連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当連結会計年度の設備投資の総額は225,916千円であります。

主な投資として、店舗網及び収益基盤の拡大を目的として3店舗の新規出店や、経年劣化が見られる既存店のうち収益性の高い6店舗において内装改装を行い、また、本社事務所の移転や、沖縄県島尻郡久米島町に生産研究を目的とした研究施設の建設などを実施し、直営店舗事業において225,386千円の設備投資を行っております。

第15期第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

当第3四半期連結累計期間の設備投資の総額は354,380千円であります。

主な投資として、5店舗の新規出店を中心に直営店舗事業において284,740千円の設備投資を行っております。

また、富山県下新川郡入善町に第2浄化センターの建設を実施するなど、卸売事業において69,640千円の設備投資を行っております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	店舗数	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
ガンボ&オイスター (東京都中央区他)	直営店舗 事業	12	店舗設備	111,048	14,912			125,961	32 〔93〕
シュリンプ&オイス ターバー (東京都港区他)	直営店舗 事業	2	店舗設備	14,455	125			14,580	4 〔16〕
フィッシュ&オイス ターバー (東京都渋谷区他)	直営店舗 事業	2	店舗設備	5,023	289			5,312	5 〔9〕
オイスタールーム (愛知県名古屋市中 区他)	直営店舗 事業	2	店舗設備	47,258	12,029			59,288	4 〔27〕
ステーションオイス ターバー (大阪市北区他)	直営店舗 事業	2	店舗設備	57,491	1,547			59,039	6 〔19〕
その他ブランド (東京都中央区他)	直営店舗 事業	3	店舗設備	67,619	579		4,576	72,775	7 〔29〕
本社 (東京都中央区)	直営店舗 事業		本社設備	32,907	79	1,097 (27.05)		34,085	13 〔1〕
久米島研究所 (沖縄県久米島町)	卸売事業		研究所	32,611	8,658			41,270	2 〔 〕

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人数(当社から他社への出向者を含む。)であり、〔外書〕は、臨時従業員(パートタイ
 マー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員(1ヶ月173時間換算)であります。
 4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	床面積(㎡)	年間賃借料(千円)
店舗	店舗建物	3,097.42	293,092
本社 (東京都中央区)	本社事務所	302.82	999

(注) 本社は、平成26年3月に同区内で移転しております。移転前の賃借ビルに対する賃借料は13,774千円
 であります。

(2) 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				建物	工具、器具 及び備品	合計	
(株)日本かきセン ター	呉センター (広島県呉市)	卸売事業	浄化設備	37,532	474	38,007	13 〔2〕

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人数(他社から当社への出向者を除く。)であり、〔外書〕は、臨時従業員(パートタイ
 マー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員(1ヶ月173時間換算)であります。
 4. (株)日本かきセンターの本社所在地は、平成26年9月1日に富山県下新川郡入善町に移転しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成27年1月31日現在)

当社グループの設備投資については、業績動向、財務状況、資金計画を総合的に勘案しております。

なお、重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名、店舗名	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力(席数)
			総額(千円)	既支払額(千円)				
提出会社								
平成28年3月期 出店予定7店舗	直営店舗事業	店舗設備他	424,200		自己資金 及び増資資金	平成27年4月 以降	平成28年3月 まで	(注)3
平成29年3月期 出店予定7店舗	直営店舗事業	店舗設備他	424,200		自己資金、 借入金及び 増資資金	平成28年4月 以降	平成29年3月 まで	(注)3

(注) 1. 上記の金額には、店舗賃借に係る敷金が含まれております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 現時点において増加能力を見積ることが困難であることから、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800,000
計	4,800,000

(注) 平成26年11月7日開催の取締役会決議により、平成26年12月3日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は4,752,000株増加し、4,800,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,210,900	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,210,900		

(注) 平成26年11月7日開催の取締役会決議により、平成26年12月3日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより、発行済株式総数は1,198,791株増加し、1,210,900株となっております。また、平成26年12月3日付で単元株制度導入に伴う定款の一部変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権（平成19年8月23日 取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	200(注)1	200(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1	20,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注)2	2,000(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 平成19年9月1日 至 平成29年5月31日	自 平成19年9月1日 至 平成29年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 2,000 資本組入額 1,000(注)4
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員もしくは当社または当社子会社の社外協力者であることを要する。但し、取締役会が特に認めた場合にはその権利を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員もしくは当社または当社子会社の社外協力者であることを要する。但し、取締役会が特に認めた場合にはその権利を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利放棄により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）、または株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」と言う。)後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
4. 平成26年12月3日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第5回新株予約権（平成24年5月29日 取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	1,000(注)1	1,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000(注)1	100,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	500(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 平成26年6月7日 至 平成34年4月6日	自 平成26年6月7日 至 平成34年4月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500 資本組入額 250(注)4
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）、または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
4. 平成26年12月3日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第6回新株予約権（平成25年5月17日 取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	500(注)1	490(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500(注)1	49,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	500(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 平成27年6月7日 至 平成35年4月6日	自 平成27年6月7日 至 平成35年4月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500 資本組入額 250(注)4
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在1株、提出日の前月末現在は100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
4. 平成26年12月3日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年11月20日 (注) 1	2,334	8,679	35,010	135,010	35,010	35,010
平成22年11月30日 (注) 2		8,679	90,000	45,010		35,010
平成22年12月10日 (注) 3	2,560	11,239	64,000	109,010	64,000	99,010
平成23年3月10日 (注) 4		11,239	59,010	50,000		99,010
平成25年6月21日 (注) 5	500	11,739	12,500	62,500	12,500	111,510
平成26年1月24日 (注) 6	370	12,109	37,000	99,500	37,000	148,510
平成26年12月3日 (注) 7	1,198,791	1,210,900		99,500		148,510

(注) 1 . 第三者割当

発行価格 30,000円
資本組入額 15,000円
割当先 吉田秀則、小林敏雄

2 . 資本金の減少は欠損填補によるものであります。

3 . 第三者割当

発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
割当先 三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合
西武しんきんキャピタル商店街ファンド1号地域商業育成投資事業有限責任組合
ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合

4 . 資本金の減少は欠損填補によるものであります。

5 . 第三者割当

発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
割当先 ヒューマンウェブ従業員持株会

6 . 第三者割当

発行価格 200,000円
資本組入額 100,000円
割当先 アサヒビール株式会社、株式会社坂口、株式会社住栄丸、森田博全、松倉弘幸、
渡邊一博、柴田和彦

7 . 株式分割（1:100）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成27年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				9			29	38	
所有株式数(単元)				4,643			7,466	12,109	
所有株式数の割合(%)				38.34			61.66	100	

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,210,900	12,109	
単元未満株式			
発行済株式総数	1,210,900		
総株主の議決権		12,109	

【自己株式等】

平成27年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第4回新株予約権（平成19年8月23日 取締役会決議）

決議年月日	平成19年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1（注） 外部協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の権利放棄に伴い、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、外部協力者1名となっております。

第5回新株予約権（平成24年5月29日 取締役会決議）

決議年月日	平成24年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回新株予約権(平成25年5月17日 取締役会決議)

決議年月日	平成25年5月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6(注) 当社監査役 1 当社従業員 25
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役6名、当社監査役1名及び当社従業員24名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純利益を計上しておりますが、未だ内部留保が充実しているとはいえ、創業以来配当を行っておりません。また、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は中間配当を取締役会決議により行うことができる旨を定款で定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		吉田 秀則	昭和42年4月2日	平成2年4月 ノヴァインターナショナル(株)入社 平成6年7月 (株)ヴェルファーレ 入社 平成8年8月 エイベックス(株)移籍 平成12年1月 (株)ヴェルファーレ・エンターテインメント代表取締役社長 平成12年4月 当社設立 代表取締役社長(現任) 平成23年9月 (株)グッドフィールド代表取締役社長(現任) 平成25年12月 (株)日本かきセンター取締役(現任) 平成26年3月 (株)中尾水産テクノロジー取締役(現任)	(注) 2	407,500 (注)4
常務取締役	グループ管理 本部長	森田 博全	昭和43年2月5日	平成3年4月 (株)北海道拓殖銀行 入行 平成10年4月 (株)ナムコ 入社 平成11年11月 中央三井信託銀行(株) 入行 (現三井住友信託銀行株式会社) 平成12年8月 さくら総合法律事務所 入所 平成15年4月 八重洲地下街(株) 入社 平成24年4月 当社入社 経営戦略管理本部長 平成24年6月 当社常務取締役経営戦略本部長 平成26年1月 当社常務取締役グループ管理本部長(現任)	(注) 2	1,500
取締役	営業本部長	渡邊 一博	昭和48年4月4日	平成10年4月 大和実業(株)入社 平成17年4月 (株)ぎゅあん入社 平成21年7月 当社入社営業本部スーパーバイザー 平成23年7月 当社第二営業本部長 平成24年6月 当社取締役営業本部長(現任)	(注) 2	500
取締役	C S 本部長	松倉 弘幸	昭和45年5月29日	平成7年4月 大和実業(株)入社 平成18年5月 当社入社 西日本営業部長 平成19年6月 当社取締役営業本部長 平成24年6月 当社取締役経営企画部長 平成25年8月 当社取締役店舗開発部長 平成26年1月 当社取締役C S 本部長(現任)	(注) 2	500
取締役		津久井 研悟	昭和47年8月29日	平成7年4月 大和実業(株)入社 平成13年4月 セラヴィリゾート(株)入社 平成17年3月 当社入社 新規開業準備室室長 平成17年11月 当社取締役営業部長 平成18年11月 当社常務取締役 平成22年3月 (株)日本かきセンター代表取締役社長(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成26年3月 (株)中尾水産テクノロジー代表取締役社長(現任)	(注) 2	500
常勤監査役		柴田 和彦	昭和39年10月24日	昭和63年4月 サッポロビール(株)入社 平成18年12月 当社入社 MD本部長 平成19年6月 当社取締役コーポレート企画本部長 平成25年1月 当社取締役NB P推進室長 平成25年6月 当社常勤監査役(現任) 平成25年12月 (株)日本かきセンター監査役(現任) 平成26年3月 (株)中尾水産テクノロジー監査役(現任)	(注) 3	500
監査役		松本 好正	昭和23年7月7日	昭和47年4月 (株)大丸入社 平成4年1月 (株)町田大丸出向 取締役サービスレストラン部長 平成8年3月 同社取締役営業部長 平成9年1月 (株)大丸 台湾大丸開設準備室室長 平成13年3月 同社関連会社業務室統括マネージャー 平成15年3月 八重洲地下街(株)出向 営業部長 平成18年3月 (株)大丸 退社 平成19年6月 当社監査役(現任)	(注) 3	1,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		栗林 信介	昭和26年2月15日	昭和58年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 昭和62年4月 栗林・由岐法律事務所 開設 平成9年8月 トニカ法律事務所 開設 所長（現任） 平成15年4月 慶応義塾大学病院治験審査委員会委員（現任） 平成17年1月 最高裁判所司法研修所教官 平成20年4月 司法試験考査委員 平成21年4月 創価大学法科大学院客員教授（現任） 平成22年9月 慶応義塾大学法科大学院非常勤講師（現任） 平成25年6月 当社監査役（現任）	(注) 3	-
計						412,000

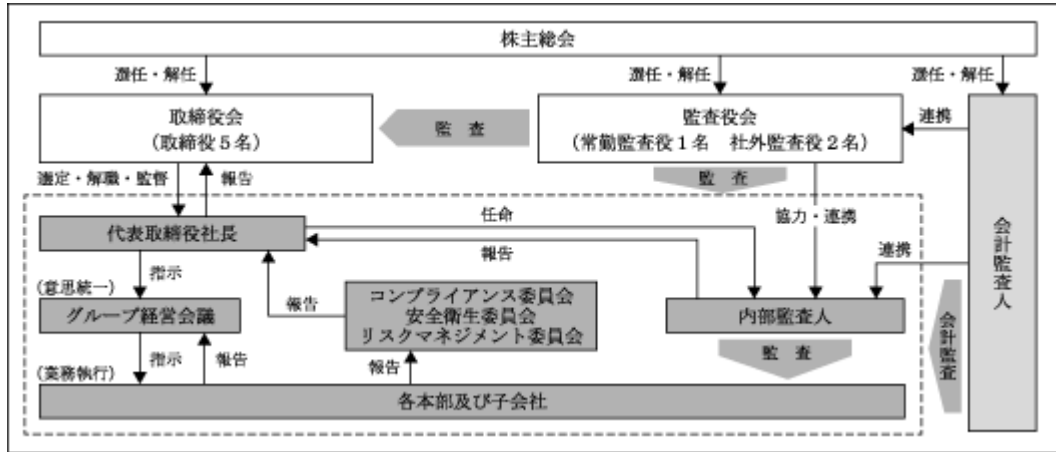
- (注) 1. 監査役松本好正、栗林信介は、社外監査役であります。
2. 平成26年12月3日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成26年12月3日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 代表取締役社長吉田秀則の所有株式数は、同氏の資産管理会社である（株）グッドフィールドが保有する株式数も含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社は、株主・従業員・取引先等、全てのステークホルダーとの良好な関係を重視し、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制及び企業倫理の構築に向け、鋭意改善努力を行っております。また、遵法の精神に基づきコンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上及び環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指して、最適な経営管理体制の構築に努めております。



経営上の意思決定等に係る経営管理組織の構成、決定方法及びプロセス

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常業務の活動状況を共有する各種委員会を設置しており、内部監査人を選任のうえ業務監査を実施しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しております。

当社の各機関の概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として月1回開催するとともに、必要に応じて随時開催することとなっており、平成26年3月期は、取締役会を15回（定時14回、臨時1回）開催しております。また、取締役会には取締役のほか、監査役も出席し、取締役の職務執行を監視しております。

(b) 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成されております。監査役は、取締役会への出席等を通じて取締役の職務執行及び企業経営の適法性を監視しております。また、監査役及び監査役会は、監査計画に基づく監査役監査を実施すると共に、月1回開催されるグループ経営会議及び重要な社内会議にも出席し、日常的な経営監視を行っております。なお、月1回開催される監査役会において、監査役は取締役会等への出席、取締役からの意見聴取、資料閲覧などを通じて得た事項につき協議しております。

(c) グループ経営会議

当社グループは、代表取締役社長、常勤取締役、常勤監査役及び子会社の常勤取締役並びに各部署の部長等を参加者とするグループ経営会議を月1回開催しております。グループ経営会議においては、担当者から参加者に対して月次の営業状況及び活動実績等が報告され、日常業務に係る活動方針や組織間の情報共有により横断的な意見交換など幅広く議論されております。

(d)安全衛生委員会

当社は、代表取締役社長、常勤取締役及び牡蠣の安全を担当する責任者並びに店舗衛生を担当する責任者を参加者とする安全衛生委員会を月1回開催しております。安全衛生委員会においては、各責任者から取締役らに対して外部環境状況、衛生管理状況及び衛生に関して獲得した新しい情報などが報告され、今後の方針について幅広く議論されております。

(e)コンプライアンス委員会

当社は、代表取締役社長、常勤取締役、人事総務部長、常勤監査役で構成されるコンプライアンス委員会を月1回開催しております。同委員会では、直営店舗の運営に係るお客様からの様々な御意見の報告、それに基づく潜在的なリスクの報告及び対応策の検討を行っております。また、人事総務部長から取締役らに対して従業員の労働環境の確認などが報告され、法令違反チェックや改善策などが議論されております。

(f)リスクマネジメント委員会

当社は、代表取締役社長、常勤取締役、財務経理部長、人事総務部長、内部監査人、常勤監査役を参加者とするリスクマネジメント委員会を四半期毎に開催しております。同委員会においては、当社グループの運営に係る全社的・包括的なリスク管理の報告及び対応策の検討を行っております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、法令・定款の遵守と業務の効率性の確保のため、「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムの運用徹底を図っております。代表取締役社長直轄の内部監査担当は、法令、社内規程等の遵守状況を確認するとともに、内部牽制機能の実効性検証を中心とする内部監査を実施しております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、代表取締役直轄で内部監査人を2名選任しております。本社部門を除く部門については、財務経理部長が監査を担当し、本社部門については営業本部の部長1名が監査を担当しており、相互に牽制する体制を採っております。

内部監査は、業務の効率性及び各種規程、職務権限に基づく牽制機能、コンプライアンス重視等の観点から、原則として各本部、各店舗、連結子会社を年1回監査することとしております。内部監査計画及び内部監査結果は、都度、代表取締役社長に報告されると共に、被監査部門に監査結果及び要改善事項が伝達され、監査の実効性を高めるために改善状況を把握するためのフォロー監査を実施しております。また、その結果については、監査役とも情報共有を図っております。

監査役監査におきましては、会社の重要な書類の閲覧や取締役会、グループ経営会議、各種委員会等の重要な会議への出席、取締役からの経営方針聴取などを行っております。なお、監査役3名のうち、2名は社外監査役であります。また、監査役は、監査を効率的に進めるため、内部監査人及び会計監査人から監査実施結果の報告を受ける等、情報交換を密に行っております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は山本守氏、寺田昭仁氏、神宮厚彦氏であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他1名であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。

役員報酬等

(a)提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	84,333	84,333				5
監査役 (社外監査役を除く。)	8,816	8,816				1
社外監査役	3,400	3,400				2

(注) 1. 上記支給額のほか、使用人兼務役員(3名)に対し使用人分給与21,583千円を支給しております。

2. 当社の役員が連結子会社から受け取った役員報酬3,316千円が取締役の報酬等の総額に含まれております。

(b) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

1. 取締役の報酬限度額は、各取締役の貢献度や業績を考慮した上で今後の経営戦略を勘案し、平成25年6月27日開催の定時株主総会において決議いただいております年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含みません)の範囲で取締役会にて決定しております。
2. 監査役の報酬限度額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、平成25年6月27日開催の定時株主総会において決議いただいております年50,000千円以内の範囲で監査役会にて決定しております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。社外監査役は取締役会及び監査役会に出席し、豊富な経験を通じて培われた見識をもって独立した立場から発信を行っております。当社は、社外監査役による意見を当社の監査に反映することで、社外の独立した立場の視点を経営に取り入れ、取締役会の意思決定の客観性や中立性を確保することができると考えております。

なお、社外監査役の松本好正氏は、当社普通株式1,000株及びストック・オプション50個を保有しております。社外監査役2名と当社との間に、上記以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、今後、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化・充実をはかるため、社外取締役を選任し、独立役員とすることも検討しております。

責任限定契約について

当社と社外監査役とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨、定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	4,500	1,300	8,000	2,800
連結子会社				
計	4,500	1,300	8,000	2,800

【その他重要な報酬の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、「内部統制報告制度対応に関する業務」及び「財務調査業務」であります。

（最近連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、「内部統制報告制度対応に関する業務」であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬の決定方針としては、監査人員数、監査日程、当社の規模等を勘案したうえで、決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の連結財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第3項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、前連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の連結財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第3条により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)及び当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び変更等について、当社への影響を適切に把握するため、専門的情報を有する団体等が主催する研修に参加するとともに、会計専門誌を定期購読し、連結財務諸表等の適正性の確保に取り組んでおります。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	276,937	452,929
売掛金	168,252	178,503
原材料	37,900	65,727
繰延税金資産	91,522	36,785
その他	5,398	27,330
流動資産合計	580,012	761,277
固定資産		
有形固定資産		
建物	631,173	810,173
減価償却累計額	316,728	364,432
建物（純額）	314,445	445,741
工具、器具及び備品	54,334	88,882
減価償却累計額	45,714	48,054
工具、器具及び備品（純額）	8,619	40,827
土地	1,097	1,097
建設仮勘定		1,782
その他	6,994	6,994
減価償却累計額	1,045	2,418
その他（純額）	5,948	4,576
有形固定資産合計	330,111	494,024
無形固定資産		
その他	6,754	4,377
無形固定資産合計	6,754	4,377
投資その他の資産		
敷金及び保証金	169,350	211,961
その他	1 18,771	1 25,911
投資その他の資産合計	188,122	237,873
固定資産合計	524,988	736,275
資産合計	1,105,001	1,497,552

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	110,419	133,892
1年内返済予定の長期借入金	100,607	92,028
未払金	66,437	120,117
未払費用	83,455	85,902
未払法人税等	3,990	4,007
賞与引当金	12,800	13,850
ポイント引当金	14,643	17,028
その他	48,744	48,859
流動負債合計	441,097	515,685
固定負債		
長期借入金	223,664	189,836
繰延税金負債	11,824	13,911
資産除去債務	73,998	85,079
長期未払金	60,144	161,687
その他	19,255	3,363
固定負債合計	388,886	453,878
負債合計	829,983	969,564
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	99,500
資本剰余金	99,010	148,510
利益剰余金	126,007	279,977
株主資本合計	275,017	527,987
純資産合計	275,017	527,987
負債純資産合計	1,105,001	1,497,552

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成26年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	475,232
売掛金	296,204
原材料	84,979
その他	55,955
流動資産合計	912,372
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	688,498
その他	103,284
有形固定資産合計	791,783
無形固定資産	
その他	9,171
無形固定資産合計	9,171
投資その他の資産	
敷金及び保証金	229,420
その他	23,915
投資その他の資産合計	253,335
固定資産合計	1,054,290
資産合計	1,966,663
負債の部	
流動負債	
買掛金	163,655
短期借入金	20,022
1年内返済予定の長期借入金	141,421
未払法人税等	56,211
ポイント引当金	21,209
その他	374,367
流動負債合計	776,886
固定負債	
長期借入金	325,206
長期未払金	144,023
資産除去債務	112,628
その他	16,194
固定負債合計	598,051
負債合計	1,374,938
純資産の部	
株主資本	
資本金	99,500
資本剰余金	148,510
利益剰余金	343,714
株主資本合計	591,724
純資産合計	591,724
負債純資産合計	1,966,663

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	2,676,623	3,164,183
売上原価	755,407	899,425
売上総利益	1,921,215	2,264,758
販売費及び一般管理費	1, 2 1,737,922	1, 2 2,041,914
営業利益	183,292	222,843
営業外収益		
受取利息	33	70
受取手数料	5,198	
その他	541	171
営業外収益合計	5,773	242
営業外費用		
支払利息	10,337	6,454
その他	110	
営業外費用合計	10,447	6,454
経常利益	178,618	216,631
特別損失		
固定資産除却損		3 1,738
減損損失	4 20,126	
その他	1,999	
特別損失合計	22,126	1,738
税金等調整前当期純利益	156,491	214,892
法人税、住民税及び事業税	4,081	4,098
法人税等調整額	42,556	56,824
法人税等合計	38,474	60,922
少数株主損益調整前当期純利益	194,966	153,969
当期純利益	194,966	153,969

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	194,966	153,969
その他の包括利益		
その他の包括利益合計		
包括利益	194,966	153,969
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	194,966	153,969
少数株主に係る包括利益		

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	1 2,808,236
売上原価	836,152
売上総利益	1,972,084
販売費及び一般管理費	1,865,272
営業利益	106,811
営業外収益	
受取利息	46
その他	586
営業外収益合計	633
営業外費用	
支払利息	7,630
営業外費用合計	7,630
経常利益	99,814
特別利益	
国庫補助金	20,134
特別利益合計	20,134
税金等調整前四半期純利益	119,949
法人税等	56,212
少数株主損益調整前四半期純利益	63,736
四半期純利益	63,736

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	
少数株主損益調整前四半期純利益	63,736
その他の包括利益	
その他の包括利益合計	
四半期包括利益	63,736
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	63,736
少数株主に係る四半期包括利益	

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	50,000	99,010	68,958	80,051	80,051
当期変動額					
当期純利益			194,966	194,966	194,966
当期変動額合計			194,966	194,966	194,966
当期末残高	50,000	99,010	126,007	275,017	275,017

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	50,000	99,010	126,007	275,017	275,017
当期変動額					
新株の発行	49,500	49,500		99,000	99,000
当期純利益			153,969	153,969	153,969
当期変動額合計	49,500	49,500	153,969	252,969	252,969
当期末残高	99,500	148,510	279,977	527,987	527,987

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	156,491	214,892
減価償却費	64,697	60,278
賞与引当金の増減額（は減少）	5,800	1,050
ポイント引当金の増減額（は減少）	9,222	2,385
減損損失	20,126	
固定資産除却損		1,738
受取利息	33	70
支払利息	10,337	6,454
売上債権の増減額（は増加）	26,076	10,251
たな卸資産の増減額（は増加）	25,382	27,827
仕入債務の増減額（は減少）	26,650	23,472
未払金の増減額（は減少）	17,552	17,872
未払費用の増減額（は減少）	22,785	5,311
その他	328	11,902
小計	282,500	283,404
利息及び配当金の受取額	33	70
利息の支払額	9,907	9,714
法人税等の支払額	4,312	4,081
営業活動によるキャッシュ・フロー	268,313	269,679
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	33,326	62,367
投資有価証券の取得による支出	2,000	
投資有価証券の売却による収入	659	
資産除去債務の履行による支出	5,241	
敷金及び保証金の差入による支出	32,779	55,606
敷金及び保証金の回収による収入	2,389	12,371
預り保証金の受入による収入	14,450	
預り保証金の返還による支出		12,129
投資活動によるキャッシュ・フロー	55,847	117,732
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	323,420	70,000
長期借入金の返済による支出	382,308	112,407
割賦債務の返済による支出	13,951	31,106
株式の発行による収入		99,000
その他	617	1,441
財務活動によるキャッシュ・フロー	73,457	24,044
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	139,009	175,991
現金及び現金同等物の期首残高	137,928	276,937
現金及び現金同等物の期末残高	1 276,937	1 452,929

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

（株）日本かきセンター

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社数

0社

（2）持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

（株）中尾水産

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計処理基準に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

原材料

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～39年

工具、器具及び備品 2年～8年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

(株)日本かきセンター

(株)中尾水産テクノロジー

(株)中尾水産テクノロジーについては、平成26年3月28日に新規設立したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

0社

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)中尾水産

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

原材料

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～39年
工具、器具及び備品	2年～8年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当連結会計年度より連結納税制度の適用要件を満たさなくなったため、連結納税制度の適用を取りやめました。

(連結貸借対照表関係)

1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
その他(株式)	0千円	0千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給料及び手当	653,475千円	780,846千円
賃借料	349,489	387,872
賞与引当金繰入額	12,800	13,850
ポイント引当金繰入額	9,222	2,385

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	7,398千円	5,848千円

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物		1,738千円

4 減損損失

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都1店舗	店舗	建物他	8,406
福岡県1店舗	店舗	建物他	6,249
愛知県1店舗	店舗	建物他	3,675
石川県1店舗	店舗	建物他	1,795
合 計			20,126

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位について、主に直営店舗を基本単位としてグループینگを行っております。

当連結会計年度においては、収益性の低下した直営店舗のうち、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている、または、その見込みのある資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(20,126千円)として、特別損失に計上しました。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、零として評価しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,239			11,239

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第4回ストック・オプション及び自社株式オプションとしての新株予約権						
	第5回ストック・オプションとしての新株予約権						
合計							

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,239	870		12,109

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加870株は、第三者割当増資による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第4回ストック・オプション及び自社株式オプションとしての新株予約権						
	第5回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第6回ストック・オプションとしての新株予約権						
合計							

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金	276,937千円	452,929千円
現金及び現金同等物	276,937千円	452,929千円

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に直営店舗事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は銀行預金としております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て短期の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、担当事業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスクの管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	276,937	276,937	
(2) 売掛金	168,252	168,252	
資産計	445,190	445,190	
(1) 買掛金	110,419	110,419	
(2) 未払金	66,437	66,437	
(3) 長期借入金(*)	324,271	324,668	397
(4) 長期未払金	60,144	60,144	
負債計	561,272	561,669	397

(*) 「(3) 長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注1) 金融商品の時価の算定に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、及び(4) 長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
敷金及び保証金	169,350

上記につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	276,937			
売掛金	168,252			
合 計	445,190			

(注4) 長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超5 年以内	5年超
未払金	22,405					
長期借入金	100,607	77,868	77,046	39,491	17,626	11,633
長期未払金		20,067	17,534	17,621	4,920	
合 計	123,012	97,935	94,580	57,112	22,546	11,633

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に直営店舗事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は銀行預金としております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て短期の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、担当事業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスクの管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	452,929	452,929	
(2) 売掛金	178,503	178,503	
資産計	631,433	631,433	
(1) 買掛金	133,892	133,892	
(2) 未払金	120,117	120,117	
(3) 長期借入金(*)	281,864	282,136	272
(4) 長期未払金	161,687	161,687	
負債計	697,562	697,832	272

(*) 「(3) 長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注1) 金融商品の時価の算定に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、及び(4) 長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
敷金及び保証金	211,961

上記につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	452,929			
売掛金	178,503			
合 計	631,433			

(注4) 長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超5 年以内	5年超
未払金	54,913					
長期借入金	92,028	91,206	53,651	31,786	9,276	3,917
長期未払金		51,373	51,456	38,755	20,102	
合 計	146,941	142,579	105,107	70,541	29,378	3,917

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

第4回新株予約権(注)1

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 外部協力者 1
株式の種類及び付与数(注)2	普通株式 250株
付与日	平成19年8月30日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員もしくは当社または当社子会社の社外協力者であることを要する。但し、取締役会が特に認めた場合にはその権利を行使することができる。 その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年9月1日～平成29年5月31日

(注) 1 第4回新株予約権は、ストック・オプション及び自社株式オプションであります。

2 株式数に換算して記載しております。

第5回新株予約権（注）1

会社名	提出会社
決議年月日	平成24年5月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 10
株式の種類及び付与数（注）2	普通株式 1,000株
付与日	平成24年6月6日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、その限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年6月7日～平成34年4月6日

(注) 1 第5回新株予約権はストック・オプションであります。

2 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成19年8月23日	平成24年5月29日
権利確定前（株）		
前連結会計年度末		
付与		1,000
未確定残		1,000
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	250	
失効、消却	50	
未行使残	200	

単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成19年8月23日	平成24年5月29日
権利行使価格（円）	200,000	50,000
行使時平均株価（円）		
付与日における公正な評価単価（円）		

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は純資産法により算定しております。

4. スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプション及び自社株式オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

第4回新株予約権（注）1

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 外部協力者 1
株式の種類及び付与数（注）2	普通株式 250株
付与日	平成19年8月30日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員もしくは当社または当社子会社の社外協力者であることを要する。但し、取締役会が特に認めた場合にはその権利を行使することができる。 その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年9月1日～平成29年5月31日

(注) 1 第4回新株予約権は、ストック・オプション及び自社株式オプションであります。

2 株式数に換算して記載しております。

第5回新株予約権（注）1

会社名	提出会社
決議年月日	平成24年5月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 10
株式の種類及び付与数（注）2	普通株式 1,000株
付与日	平成24年6月6日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年6月7日～平成34年4月6日

(注) 1 第5回新株予約権はストック・オプションであります。

2 株式数に換算して記載しております。

第6回新株予約権（注）1

会社名	提出会社
決議年月日	平成25年5月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 25
株式の種類及び付与数（注）2	普通株式 500株
付与日	平成25年6月6日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年6月7日～平成35年4月6日

(注) 1 第6回新株予約権はストック・オプションであります。

2 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成19年8月23日	平成24年5月29日	平成25年5月17日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末		1,000	
付与			500
失効			
権利確定			
未確定残		1,000	500
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	200		
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	200		

単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成19年8月23日	平成24年5月29日	平成25年5月17日
権利行使価格(円)	200,000	50,000	50,000
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は純資産法により算定しております。

4. ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション及び自社株式オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

（税効果会計関係）

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,047千円
ポイント引当金	5,773
未払社会保険料	763
資産除去債務	27,548
減損損失	10,028
投資有価証券評価損	742
繰越欠損金	111,011
その他	1,593
繰延税金資産小計	162,508
評価性引当額	67,417
繰延税金資産合計	95,091
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	15,392
繰延税金負債合計	15,392
繰延税金資産の純額	79,698

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差額の原因となった
主要な項目別の内訳

法定実効税率	39.4%
（調整）	
住民税均等割	2.6
評価性引当額の増減	66.8
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.6

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,135千円
ポイント引当金	6,319
未払社会保険料	730
資産除去債務	31,573
減損損失	7,776
投資有価証券評価損	742
繰越欠損金	22,499
その他	2,311
繰延税金資産小計	77,088
評価性引当額	34,951
繰延税金資産合計	42,136
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	19,263
繰延税金負債合計	19,263
繰延税金資産の純額	22,873

- 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差額の原因となった
主要な項目別の内訳

法定実効税率	39.4%
(調整)	
住民税均等割	1.9
評価性引当額の増減	14.7
税率変更による期末繰延税金資産の増減修正	1.1
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>28.4</u>

- 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の39.4%から37.1%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が2,410千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成25年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に店舗関連の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主として15年と見積り、割引率は国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	62,960千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13,363
時の経過による調整額	1,157
資産除去債務の履行による減少額	3,483
期末残高	73,998

当連結会計年度(平成26年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に店舗関連の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主として15年と見積り、割引率は国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	73,998千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	16,268
時の経過による調整額	1,295
資産除去債務の履行による減少額	6,482
期末残高	85,079

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社において直営店舗事業を行い、連結子会社の(株)日本かきセンターにおいて卸売事業を展開しております。

従って、当社グループはその事業別に「直営店舗事業」及び「卸売事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「直営店舗事業」は、店舗における飲食事業を行っております。

「卸売事業」は、一般飲食店向けの殻付牡蠣の販売事業を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格及び総原価を勘案して価格交渉のうえ、決定しています。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸表計 上額
	直営店舗事業	卸売事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,530,767	145,855	2,676,623		2,676,623
セグメント間の内部 売上高又は振替高		316,035	316,035	316,035	
計	2,530,767	461,890	2,992,658	316,035	2,676,623
セグメント利益	175,732	7,560	183,292		183,292
セグメント資産	1,088,507	117,157	1,205,664	100,663	1,105,001
その他の項目					
減価償却費	59,511	5,186	64,697		64,697
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	107,183	19,891	127,074		127,074

(注) 調整額は、以下のとおりです。

(1) セグメント資産の調整額 100,663千円は、セグメント間債権債務相殺であります。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社において直営店舗事業を行い、連結子会社の(株)日本かきセンターにおいて卸売事業を展開しております。

従って、当社グループはその事業別に「直営店舗事業」及び「卸売事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「直営店舗事業」は、店舗における飲食事業を行っております。

「卸売事業」は、一般飲食店向けの殻付牡蠣の販売事業を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格及び総原価を勘案して価格交渉のうえ、決定しています。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸表計 上額
	直営店舗事業	卸売事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,933,951	230,232	3,164,183		3,164,183
セグメント間の内部 売上高又は振替高		362,806	362,806	362,806	
計	2,933,951	593,039	3,526,990	362,806	3,164,183
セグメント利益	193,893	22,950	216,843	6,000	222,843
セグメント資産	1,452,474	163,652	1,616,127	118,574	1,497,552
その他の項目					
減価償却費	56,445	3,832	60,278		60,278
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	225,386	530	225,916		225,916

(注) 調整額は、以下のとおりです。

(1) セグメント利益の調整額6,000千円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 118,574千円は、セグメント間債権債務相殺であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	直営店舗事業	卸売事業	計		
減損損失	20,126		20,126		20,126

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	吉田 秀則			当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 3.34 間接 32.92	債務被保証	当社借入契 約の債務被 保証 1 当社不動産 賃貸借契約 の債務被保 証 2	324,271		

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役社長である吉田秀則より債務保証を受けております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。なお、取引金額につきましては、期末借入残高を記載しております。
2. 当社は店舗不動産等の賃借に対して、代表取締役社長である吉田秀則より債務保証を受けております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。また、被保証件数及び被保証物件の年間賃借料は以下のとおりであります。

氏名	被保証件数 (平成25年3月31日)	年間対象賃借料 (自 平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
吉田 秀則	12件	173,052千円

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	吉田 秀則			当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 3.10 間接 30.56	債務被保証	当社借入契 約の債務被 保証 1 当社不動産 賃貸借契約 の債務被保 証 2	281,894		

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役社長である吉田秀則より債務保証を受けております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。
2. 当社は店舗不動産等の賃借に対して、代表取締役社長である吉田秀則より債務保証を受けております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。また、被保証件数及び被保証物件の年間賃借料は以下のとおりであります。

氏名	被保証件数 (平成26年3月31日)	年間対象賃借料 (自 平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
吉田 秀則	14件	206,099千円

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	244円70銭	436円03銭
1株当たり当期純利益金額	173円47銭	131円64銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権を発行しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は平成26年12月3日付で普通株式1株につき、普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	194,966	153,969
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	194,966	153,969
普通株式の期中平均株式数(株)	1,123,900	1,169,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	275,017	527,987
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	275,017	527,987
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,123,900	1,210,900

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

株式分割及び単元株式数の変更について

当社は平成26年11月7日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり株式分割及び単元株式数の変更を行っております。

1 株式分割及び単元株式数の変更の目的

株式分割により当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的とし、平成26年11月7日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月3日を効力発生日として、当社普通株式1株を100株に分割を実施するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

2 株式分割の概要

（1）分割の方法

平成26年12月2日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

（2）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	12,109株
今回の分割により増加する株式数	1,198,791株
株式分割後の発行済株式総数	1,210,900株
株式分割後の発行可能株式総数	4,800,000株

（3）効力発生日

平成26年12月3日

（4）1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

3 単元株式数の変更

（1）変更する単元株式数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

（2）効力発生日

平成26年12月3日

【注記事項】

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

税金費用の計算

当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（四半期連結損益計算書関係）

1 売上高の季節変動理由

当社グループは牡蠣を主食材とする直営店舗事業及び卸売事業を展開しており、食材に対する消費者の認識上、冬場である11月から3月に売上が偏重する傾向にあるため、通常第3及び第4四半期連結会計期間の売上高は第1及び第2四半期連結会計期間と比較して増加傾向にあります。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む）は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	60,258千円

（株主資本等関係）

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	直営店舗事業	卸売事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,571,212	237,024	2,808,236		2,808,236
セグメント間の内部 売上高又は振替高		370,155	370,155	370,155	
計	2,571,212	607,179	3,178,391	370,155	2,808,236
セグメント利益	87,308	15,003	102,311	4,500	106,811

(注) 1. セグメント利益の調整額4,500千円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	52円64銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	63,736
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	63,736
普通株式の期中平均株式数(株)	1,210,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権を発行しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は平成26年12月3日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】（平成26年3月31日現在）

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	100,607	92,028	2.00	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	223,664	189,836	1.81	平成27年9月～ 平成31年10月
その他有利子負債 未払金及び長期未払金	82,550	216,601	3.23	平成26年4月～ 平成31年2月
合計	406,821	498,465		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金、長期未払金の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	91,206	53,651	31,786	9,276
長期未払金	51,373	51,456	38,755	20,102

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	262,012	427,227
売掛金	148,595	149,683
原材料	7,783	8,795
前払費用	4,709	12,163
繰延税金資産	83,623	31,223
その他	4,478	23,889
流動資産合計	511,203	652,983
固定資産		
有形固定資産		
建物	586,073	765,073
減価償却累計額	312,937	356,864
建物（純額）	273,135	408,209
工具、器具及び備品	53,637	87,655
減価償却累計額	45,017	47,302
工具、器具及び備品（純額）	8,619	40,352
土地	1,097	1,097
リース資産	6,864	6,864
減価償却累計額	915	2,288
リース資産（純額）	5,948	4,576
建設仮勘定		1,782
有形固定資産合計	288,801	456,017
無形固定資産		
ソフトウェア	6,754	4,377
無形固定資産合計	6,754	4,377
投資その他の資産		
関係会社株式	86,000	96,000
長期前払費用	3,880	11,284
敷金及び保証金	169,245	211,961
会員権	14,075	
その他	8,547	19,850
投資その他の資産合計	281,748	339,096
固定資産合計	577,304	799,491
資産合計	1,088,507	1,452,474

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	40,631	51,969
1年内返済予定の長期借入金	100,607	92,028
リース債務	1,441	1,441
未払金	62,050	121,778
未払費用	80,659	82,895
未払法人税等	3,899	3,915
未払消費税等	14,768	
前受金	8,282	7,336
預り金	23,402	23,900
賞与引当金	12,000	13,000
ポイント引当金	14,643	17,028
その他	50	13,178
流動負債合計	362,434	428,471
固定負債		
長期借入金	223,664	189,836
リース債務	4,804	3,363
繰延税金負債	11,824	13,911
資産除去債務	73,998	85,079
長期未払金	60,144	161,687
長期預り保証金	14,450	
固定負債合計	388,886	453,878
負債合計	751,321	882,350
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	99,500
資本剰余金		
資本準備金	99,010	148,510
資本剰余金合計	99,010	148,510
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	188,176	322,114
利益剰余金合計	188,176	322,114
株主資本合計	337,186	570,124
純資産合計	337,186	570,124
負債純資産合計	1,088,507	1,452,474

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	2,530,767	2,933,951
売上原価		
店舗材料期首たな卸高	8,204	7,783
当期店舗材料仕入高	725,209	835,748
合計	733,413	843,532
店舗材料期末たな卸高	7,783	8,795
売上原価合計	725,629	834,736
売上総利益	1,805,137	2,099,214
販売費及び一般管理費	1, 2 1,629,405	1 1,905,321
営業利益	175,732	193,893
営業外収益		
受取手数料	5,198	5 6,000
その他	477	158
営業外収益合計	5,675	6,158
営業外費用		
支払利息	10,095	5,972
営業外費用合計	10,095	5,972
経常利益	171,313	194,079
特別損失		
固定資産除却損		3 1,738
減損損失	4 20,126	
その他	1,999	
特別損失合計	22,126	1,738
税引前当期純利益	149,186	192,340
法人税、住民税及び事業税	2,471	3,915
法人税等調整額	34,657	54,486
法人税等合計	32,185	58,402
当期純利益	181,371	133,938

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	50,000	99,010	99,010	6,804	6,804	155,814	155,814
当期変動額							
当期純利益				181,371	181,371	181,371	181,371
当期変動額合計				181,371	181,371	181,371	181,371
当期末残高	50,000	99,010	99,010	188,176	188,176	337,186	337,186

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	50,000	99,010	99,010	188,176	188,176	337,186	337,186
当期変動額							
新株の発行	49,500	49,500	49,500			99,000	99,000
当期純利益				133,938	133,938	133,938	133,938
当期変動額合計	49,500	49,500	49,500	133,938	133,938	232,938	232,938
当期末残高	99,500	148,510	148,510	322,114	322,114	570,124	570,124

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～39年

工具、器具及び備品 2年～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～39年

工具、器具及び備品 2年～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当事業年度より連結納税制度の適用要件を満たさなくなったため、連結納税制度の適用を取りやめました。

(表示方法の変更)

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成26年3月26日内閣府令第19号）の施行に伴い、表示方法の変更を行っております。なお、同附則第2条第1項より、前事業年度の財務諸表の組替えを行っておりません。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「会員権」（当事業年度残高19,850千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

なお、当該変更は、財務諸表等規則第33条に基づくものであります。

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」（当事業年度残高13,081千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

なお、当該変更は、財務諸表等規則第50条に基づくものであります。

(貸借対照表関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
役員報酬	108,277千円	93,233千円
給料及び手当	634,003	752,415
賞与引当金繰入額	12,000	13,000
ポイント引当金繰入額	9,222	2,385
賃借料	348,326	387,180
減価償却費	59,511	56,445
水道光熱費	92,731	114,281
おおよその割合		
販売費	75.3%	76.0%
一般管理費	24.7%	24.0%

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前事業年度
(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
7,398千円

- 3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物		1,738千円

4 減損損失

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都1店舗	店舗	建物他	8,406
福岡県1店舗	店舗	建物他	6,249
愛知県1店舗	店舗	建物他	3,675
石川県1店舗	店舗	建物他	1,795
合計			20,126

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位について、主に直営店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

当事業年度においては、収益性の低下した直営店舗のうち、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている、または、その見込みのある資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（20,126千円）として、特別損失に計上しました。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、零として評価しております。

- 5 関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
受取手数料		6,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

金額の重要性が乏しいため記載を省略しております。

（有価証券関係）

前事業年度（平成25年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：千円）

区分	平成25年3月31日
子会社株式	86,000
関連会社株式	0
計	86,000

当事業年度（平成26年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：千円）

区分	平成26年3月31日
子会社株式	96,000
関連会社株式	0
計	96,000

（税効果会計関係）

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,731千円
ポイント引当金	5,773
未払社会保険料	719
資産除去債務	27,548
減損損失	10,028
投資有価証券評価損	742
繰越欠損金	97,756
その他	1,283
繰延税金資産小計	148,584
評価性引当額	61,392
繰延税金資産合計	87,191
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	15,392
繰延税金負債合計	15,392
繰延税金資産の純額	71,798

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	39.4%
（調整）	
住民税均等割	2.6
評価性引当額の増減	63.3
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.6

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,824千円
ポイント引当金	6,319
未払社会保険料	686
資産除去債務	31,573
減損損失	7,776
投資有価証券評価損	742
繰越欠損金	17,403
その他	2,201
繰延税金資産小計	71,526
評価性引当額	34,951
繰延税金資産合計	36,575
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	19,263
繰延税金負債合計	19,263
繰延税金資産の純額	17,312

- 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差額の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	39.4%
(調整)	
住民税均等割	2.0
評価性引当額の増減	13.2
税率変更による期末繰延税金資産の増減修正	1.2
その他	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.4</u>

- 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の39.4%から37.1%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が2,280千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要

店舗及び事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主として15年と見積り、割引率は国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

- (3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	62,960千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13,363
時の経過による調整額	1,157
資産除去債務の履行による減少額	3,483
期末残高	<u>73,998</u>

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	300円01銭
1株当たり当期純利益金額	161円38銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権を発行しておりますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 当社は平成26年12月3日付で普通株式1株につき、普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益(千円)	181,371
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純利益(千円)	181,371
普通株式の期中平均株式数(株)	1,123,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	337,186
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	337,186
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,123,900

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

株式分割及び単元株式数の変更について

当社は平成26年11月7日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり株式分割及び単元株式数の変更を行っております。

1 株式分割及び単元株式数の変更の目的

株式分割により当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的とし、平成26年11月7日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月3日を効力発生日として、当社普通株式1株を100株に分割を実施するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

2 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年12月2日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	12,109株
今回の分割により増加する株式数	1,198,791株
株式分割後の発行済株式総数	1,210,900株
株式分割後の発行可能株式総数	4,800,000株

(3) 効力発生日

平成26年12月3日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

3 単元株式数の変更

(1) 変更する単元株式数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

(2) 効力発生日

平成26年12月3日

【附属明細表】（平成26年3月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	586,073	186,942	7,941	765,073	356,864	50,129	408,209
工具、器具及び備品	53,637	36,661	2,643	87,655	47,302	4,928	40,352
リース資産	6,864			6,864	2,288	1,372	4,576
土地	1,097			1,097			1,097
建設仮勘定		1,782		1,782			1,782
有形固定資産計	647,672	225,386	10,585	862,472	406,454	56,431	456,017
無形固定資産							
ソフトウェア	12,944			12,944	8,566	2,376	4,377
無形固定資産計	12,944			12,944	8,566	2,376	4,377
長期前払費用	3,880	11,818	4,413	11,284			11,284

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(1) 建物	新規出店店舗設備	109,510千円
	本社移転	18,702千円
	久米島研究所建築	32,841千円
(2) 工具、器具及び備品	新規出店厨房機器等	18,830千円

2. 長期前払費用は、主に前払利息の期間配分に係るものであり、減価償却と性格が異なるため、当期償却額の算定には含めておりません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	12,000	13,000	12,000		13,000
ポイント引当金	14,643	17,028		14,643	17,028

(注) ポイント引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成26年3月31日現在）

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.oysterbar.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年3月10日	吉田 秀則	東京都港区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社代表取締役、当社子会社取締役）	(株)グッドフィールド代表取締役吉田 秀則	東京都港区虎ノ門四丁目3番2号	特別利害関係者等（当社の代表取締役により議決権の過半数を所有されている会社）	3,700	166,500,000 (45,000)	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1.において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成24年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しました。
5. 平成26年11月7日開催の取締役会決議により、平成26年12月3日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記株数及び単価は分割前で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	株式	新株予約権
発行年月日	平成25年6月21日	平成26年1月24日	平成25年6月6日
種類	普通株式	普通株式	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	500株	370株	500株
発行価格	50,000円(注)4	200,000円(注)4	50,000円(注)5
資本組入額	25,000円	100,000円	25,000円
発行価額の総額	25,000,000円	74,000,000円	25,000,000円
資本組入額の総額	12,500,000円	37,000,000円	12,500,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	平成24年6月23日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成26年3月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)、純資産方式及び類似会社基準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 5. 付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は純資産法により算定しております。

6. 第6回新株予約権は、退職により従業員1名10株分の権利が喪失しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき50,000円
行使期間	平成27年6月7日から 平成35年4月6日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

8. 平成26年11月7日開催の取締役会決議により、平成26年12月3日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記株数及び単価は分割前で記載しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
ヒューマンウェブ 従業員持株会 理事長 柏木 伸介	東京都中央区京橋三丁目3番11号	従業員持株会	500	25,000,000 (50,000)	当社従業員持株会

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
アサヒビール株式会社 代表取締役 小路 明善 資本金 20,000百万円	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	総合酒類・飲料メーカー	250	50,000,000 (200,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取引先)
株式会社坂口 代表取締役 坂口 貴洋 資本金 490百万円	東京都千代田区六番町15番地5	酒類卸売	75	15,000,000 (200,000)	当社の取引先
株式会社住栄丸 代表取締役 津田 正信 資本金 10百万円	兵庫県たつの市御津町室津1328	牡蠣生産	25	5,000,000 (200,000)	当社の取引先
森田 博全	東京都江戸川区	会社役員	5	1,000,000 (200,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
松倉 弘幸	東京都品川区	会社役員	5	1,000,000 (200,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
渡邊 一博	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	5	1,000,000 (200,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
柴田 和彦	神奈川県川崎市中原区	会社役員	5	1,000,000 (200,000)	特別利害関係者等 (当社監査役) (当社子会社監査役)

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
森田 博全 (注) 3	東京都江戸川区	会社役員	40	2,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社取締役) (当社子会社取締役)
渡邊 一博	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	30	1,500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
齋藤 伸	東京都世田谷区	会社員	25	1,250,000 (50,000)	当社従業員
柴田 慎一	兵庫県尼崎市	会社員	25	1,250,000 (50,000)	当社従業員
影目 賢	茨城県水戸市	会社員	25	1,250,000 (50,000)	当社従業員
藤井 司	愛知県東海市	会社員	25	1,250,000 (50,000)	当社従業員
松倉 弘幸	東京都品川区	会社役員	20	1,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
吉田 秀則 (注) 4	東京都港区	会社役員	20	1,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役)
津久井 研悟	東京都品川区	会社役員	20	1,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社取締役) (当社子会社代表取締役)
柴田 和彦 (注) 5	神奈川県川崎市中原区	会社役員	20	1,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
山下 大輔	神奈川県川崎市中原区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
岩崎 晴彦	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
阿部 祐介	大阪府大阪市浪速区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
寺西 智	神奈川県大和市	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
佐々木 創	東京都世田谷区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
飛木 裕介	広島県呉市	会社員	15	750,000 (50,000)	子会社従業員
関 陽介	愛媛県宇和島市	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
野口 英也	愛知県津島市	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
池田 慶太郎	東京都足立区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
阿部 仙彦	千葉県千葉市稲毛区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
梶谷 壮志	東京都府中市	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
後藤 秀樹	東京都品川区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
四日市 淳子	東京都足立区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
西橋 卓	東京都品川区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
上田 茂樹	神奈川県川崎市高津区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
伊藤 龍	神奈川県相模原市中央区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
松本 好正 (注) 6	神奈川県足柄下郡湯河原町	会社役員	10	500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社監査役) (当社子会社監査役)
宮本 誠司	福岡県福岡市博多区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社従業員
川邊 英樹	神奈川県横浜市港北区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社従業員
相澤 光茂	神奈川県横浜市都筑区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社従業員

(注) 1. 退職により新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。

- 平成26年12月3日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の数値で記載しております。
- 森田博全は、平成26年1月1日付で子会社の取締役を辞任しており、本書提出日現在において、特別利害関係者等(当社取締役)であります。
- 吉田秀則は、平成25年12月27日開催の子会社臨時株主総会において、子会社の取締役に就任しており、本書提出日現在において、特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役、当社子会社取締役)であります。
- 柴田和彦は、平成25年6月27日開催の定時株主総会において、監査役に就任しており、また平成25年12月27日開催の子会社臨時株主総会において、子会社の監査役に就任したため、本書提出日現在において、特別利害関係者等(当社監査役、当社子会社監査役)であります。
- 松本好正は、平成26年1月1日付で子会社の監査役を辞任しており、本書提出日現在において、特別利害関係者等(当社監査役)であります。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社グッドフィールド 1、2	東京都港区虎ノ門四丁目3番2号	370,000	26.81
小林 敏雄 1	東京都港区	286,600	20.77
三菱UFJキャピタル3号投資 事業有限責任組合 1	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	100,000	7.25
西武しんぎんキャピタル商店街 ファンド1号地域商業育成投資 事業有限責任組合 1	東京都中野区中野二丁目29番10号	96,000	6.96
ニッセイ・キャピタル4号投資 事業有限責任組合 1	東京都千代田区永田町二丁目4番8号	60,000	4.35
ヒューマンウェブ従業員持株会 1	東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号	50,000	3.62
吉田 秀則 1、3、6	東京都港区	47,500 (10,000)	3.44 (0.72)
アサヒビール株式会社 1	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	25,000	1.81
有限会社ティーズ・キャピタル 1	東京都港区赤坂二丁目23番1号	25,000	1.81
株式会社ティーワイリミ テッド 1	東京都港区南青山二丁目22番18号	25,000	1.81
山田FAS株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号	20,000 (20,000)	1.45 (1.45)
森田 博全 4	東京都江戸川区	15,500 (14,000)	1.12 (1.01)
永田 悦久	東京都新宿区	15,000	1.09
S B・安田外食育成1号投資事 業有限責任組合	東京都千代田区麹町三丁目3番8号	15,000	1.09
安田企業投資3号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区麹町三丁目3番8号	15,000	1.09
渡邊 一博 4	東京都中央区	13,500 (13,000)	0.98 (0.94)
柴田 和彦 5、6	神奈川県川崎市中原区	12,500 (12,000)	0.91 (0.87)
津久井 研悟 4、6	東京都葛飾区	12,500 (12,000)	0.91 (0.87)
松倉 弘幸 4	東京都品川区	12,500 (12,000)	0.91 (0.87)
柏木 伸介 6、8	東京都中央区	10,000 (10,000)	0.72 (0.72)
庄司 隆三	東京都目黒区	10,000	0.72
林 真司	東京都世田谷区	10,000	0.72
山内 勝彦	新潟県新発田市	10,000	0.72
鷺足 恭子 6、8	沖縄県島尻郡久米島町	10,000 (10,000)	0.72 (0.72)
松永 圭司	愛知県北名古屋市	7,500	0.54
株式会社坂口	東京都千代田区六番町15番地5	7,500	0.54
HWO 1号投資事業組合	東京都文京区本郷二丁目40番17号	6,800	0.49
松本 好正 5	神奈川県足柄下郡湯河原町	6,000 (5,000)	0.43 (0.36)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合 (%)
齋藤 伸 8	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.36 (0.36)
柴田 慎一 8	兵庫県尼崎市	5,000 (5,000)	0.36 (0.36)
林 裕二 7	東京都墨田区	5,000	0.36
山崎 次男	東京都港区	5,000	0.36
オーシャンポイント株式会社	広島県福山市松永町三丁目7番30号	4,300	0.31
川崎 洋次郎 7	広島県福山市	4,200	0.30
野口 英也 8	愛知県津島市	3,500 (3,500)	0.25 (0.25)
青柳 茂	埼玉県さいたま市浦和区	3,000	0.22
後藤 秀樹 8	東京都品川区	3,000 (3,000)	0.22 (0.22)
株式会社ウェッジリンク	東京都目黒区駒場三丁目6番4号	2,500	0.18
影目 賢 8	茨城県水戸市	2,500 (2,500)	0.18 (0.18)
川邊 英樹 8	神奈川県横浜市港北区	2,500 (2,500)	0.18 (0.18)
有限会社KEI'S	東京都世田谷区野沢三丁目13番11号	2,500	0.18
株式会社住栄丸	兵庫県たつの市御津町室津1328	2,500	0.18
藤井 司 8	愛知県東海市	2,500 (2,500)	0.18 (0.18)
星谷 卓子 8	東京都江戸川区	2,500 (2,500)	0.18 (0.18)
宮本 誠司 8	大阪府大阪市北区	2,500 (2,500)	0.18 (0.18)
堀口 大志 8	神奈川県横浜市港北区	2,000 (2,000)	0.14 (0.14)
山下 大輔 8	神奈川県川崎市中原区	2,000 (2,000)	0.14 (0.14)
阿部 祐介 8	神奈川県横浜市磯子区	1,500 (1,500)	0.11 (0.11)
伊藤 義文	東京都新宿区	1,500	0.11
岩崎 晴彦 8	神奈川県横浜市鶴見区	1,500 (1,500)	0.11 (0.11)
宇佐美 甲子郎 8	東京都荒川区	1,500 (1,500)	0.11 (0.11)
北吉 保彦 7	広島県呉市	1,500	0.11
佐々木 創 8	東京都世田谷区	1,500 (1,500)	0.11 (0.11)
関 陽介 8	愛媛県宇和島市	1,500 (1,500)	0.11 (0.11)
寺西 智 8	東京都豊島区	1,500 (1,500)	0.11 (0.11)
飛木 裕介 8	東京都中央区	1,500 (1,500)	0.11 (0.11)
阿部 仙彦 8	千葉県千葉市稲毛区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
池田 慶太郎 8	東京都足立区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
伊藤 博之	東京都渋谷区	1,000	0.07

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
伊藤 龍 8	神奈川県相模原市中央区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
上田 茂樹 8	神奈川県川崎市高津区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
梶谷 壮志 8	東京都府中市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
小泉 一男 7	東京都目黒区	1,000	0.07
西橋 卓 8	東京都品川区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
四日市 淳子 8	埼玉県八潮市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
相澤 光茂 8	神奈川県横浜市都筑区	500 (500)	0.04 (0.04)
細田 将己	東京都世田谷区	500	0.04
計		1,379,900 (169,000)	100.00 (12.25)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 - 2 特別利害関係者等（当社代表取締役により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社）
 - 3 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
 - 4 特別利害関係者等（当社取締役）
 - 5 特別利害関係者等（当社監査役）
 - 6 特別利害関係者等（当社子会社役員）
 - 7 取引先の役員
 - 8 当社の従業員
2. ()内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年 2月 6日

株式会社ヒューマンウェブ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神宮 厚彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒューマンウェブの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒューマンウェブ及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 2月 6日

株式会社ヒューマンウェブ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神宮 厚彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒューマンウェブの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒューマンウェブの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 2月 6日

株式会社ヒューマンウェブ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神宮 厚彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒューマンウェブの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒューマンウェブ及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年2月6日

株式会社ヒューマンウェブ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神宮 厚彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒューマンウェブの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒューマンウェブの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月6日

株式会社ヒューマンウェブ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 守
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺田 昭仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神宮 厚彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒューマンウェブの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヒューマンウェブ及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。